

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第26(+27)準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2021年10月19日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山	田	秀	樹
同	笹	田	参	三
同	小	林	明	人
同	井	上	卓	也
同	山	本	浩	妙
同	岡	本	勇	明
同	見	田	村	磨
同	安	藤	井	博
同	樽	井	直	樹
同	原	水	秀	一
同	清	藤	糾	勉
同	武	藤	糾	明

《 目 次 》

はじめに

第1章 公安警察による権利侵害行為

第2章 権利侵害

第3章 違法性

第4章 損害賠償請求

第5章 個人情報抹消請求

第6章 終わりに

はじめに

2014年7月24日、朝日新聞（名古屋版）は朝刊1面トップで、「岐阜県警が個人情報漏洩」との見出しのもと、岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐる、同県警大垣署が事業者の中部電力子会社「シーテック」（名古屋市）に、反対住民の過去の活動や関係のない市民運動家、法律事務所の実名を挙げ、連携を警戒するよう助言したうえ、学歴または病歴、年齢など原告らの個人情報を漏らしていたなどと報じ、ここに大垣署警備課（以下、単に大垣署あるいは警備課ともいう）と株式会社シーテック（以下、シーテック社あるいはシ社という）との情報交換（以下、本件情報交換という）が明るみに出た（甲2の1～2）。

報道に「個人情報漏洩」とあるが、大垣署が原告らの個人情報を誤って漏えいしたのではないことはもちろんであるが、シーテック社のために個人情報を提供したのでもないことが、この間の証拠調べで明らかになった。では、何のためにこの情報交換は行われたのか。それを明らかにするのが本訴訟の目的の1つである。

また、大垣署警備課は、刑事事件の捜査のためにシーテック社と情報交換をしたのでもない。同課は、いわゆる「公安警察」と称される部署であり、行政警察であり、行政機関である。公安警察は、警察庁警備局を頂点に、警視庁公安部及び道府県警本部警備部（以下、便宜上、都道府県警本部警備部という）、各警察署警備課とピラミッド型の組織体制となっている。この公安警察において、原告らの個人情報はどのように扱われているのか、そこに問題はないのかを問うことが、本訴訟の役割である。

以下において、原告らは、まず、大垣署警備課、岐阜県警本部警備部及び警察庁警備局のどのような行為を問題としているのかを論じたうえ、その権利侵害性、違法性について論じ、損害賠償請求及び個人情報抹消請求が認められるべきことを論ずる。

第1章 公安警察による権利侵害行為

第1 大垣署警備課の情報交換行為

1 議事録の信用性

本件情報交換を記録したのものとして、シーテック社作成の4回分の議事録（甲1）が存在する。被告県は、大垣署警備課の警察官とシーテック社の従業員とが意見交換（情報交換）を行っていたことは認めるものの、議事録の存在自体は不知とし、その内容については一切認否をしないので、まず、その信用性について述べることにする。

(1) 性質

本件議事録は、玉田証人がシ社大垣駐在所全体に回覧するため、及びシ社本社に報告するために作成したものであり、その性質上、正確性が求められるものである。実際、議事録は常に大垣駐在所の従業員全員に回覧されている（甲1 p 8、p 10、p 18、p 24）。とりわけ、2013年8月7日（第1回）のものは風力発電部の部長まで回覧されている（甲1 p 8）。

なお、玉田証人はシーテック社の従業員であり、同社の地域対応グループに所属し、4回の情報交換の全てに出席し、本件議事録を作成した人物である。後てい出の加藤証人は、地域対応グループの長であり、第1回及び第2回の情報交換に出席した人物である。

(2) 様式

本件議事録の書式は右上に「再生可能エネルギー事業本部」とあり、下には「株式会社シーテック」とある。決裁欄や確認欄もあり、各欄には決裁者の決裁印や確認したことのチェックもなされている。このように、本件議事録の様式は、シ社における正式な社内文書の書式を使用して作成されているうえ、確認したことのチェックや決裁印もある。

(3) 作成方法

本件議事録は玉田証人が情報交換の際にメモをしたうえ、パソコンで作成したものである。そして、インターネットなどで調べたことなどを補足し資料も添付

したうえで完成させていた（玉田 p 16～17）。さらに、グループ長である加藤証人から誤りを指摘されることもあり、そのような場合には修正したうえで、最終的に加藤証人が決裁印を押したものがシ社本社に保有されていた（玉田 p 18～19）。実際、日付や「友好」という字が正しく訂正されたり（甲 1 p 10）、原告船田の名前が正しく訂正されたりしている（甲 1 p 19）。このように、本件議事録は正確性を期すように作成されていた。

(4) 客観的事実と合致している

本件議事録に記載されている内容は、大垣署警備課がシ社に提供した原告らに関する個人情報の真偽はともかくとして、上鍛冶屋地区の動き等は、全て客観的事実と合致している。添付されている資料も全て真正に作成されたものである（甲 1 p 12～17、p 20、p 26～30、p 33～42など）。なお、原告近藤の写真とされているもの（甲 1 p 30）は原告近藤本人ではないが、原告近藤のブログに掲載された写真であることは間違いないものである。

このように、議事録の記載内容は基本的には客観的事実に合致しているし、添付資料は全て真正に作成されたものである。

(5) 加藤証人や玉田証人も否定していない

加藤証人や玉田証人は、議事録の記載内容を否定する証言をしていない。議事録の記載内容が正しいことを前提として証言していた。加藤証人は本件情報交換の目的を事業概要及び事業の進捗状況の報告と証言し、その点については信用できないものの（詳細は後述する）、その加藤証人として、本件議事録の記載内容までを否定したものではない。本件議事録の記載内容を前提に、あくまでも事業の概要及び進捗の報告だったと証言したものである。

このように、加藤証人及び玉田証人も本件議事録の記載内容を否定していない。むしろ議事録の記載内容を前提として証言していた。

(6) 小括

以上より、本件議事録は、大垣署警備課とシ社とのやり取りを、概ね正確に記

録しているものといえ、その内容は信用できる。また、本件議事録には、各回の情報交換が行われたいきさつや、これらに臨むシ社の意図なども記載されており、これらの記載についても信用できるものである。

2 本件情報交換の実態

争いのない事実、証拠から優に認定できる事実、及び信用できる議事録によって認定できる事実を踏まえ、本件情報交換の実態を明らかにする。以下、便宜上、時系列に従って述べることとする。

(1) 情報交換に至るまで

ア 事実

- (ア) 原告三輪及び原告松島は、南伊吹風力発電事業の予定地であった大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民である。原告近藤及び原告船田は、大垣市の住民である。
- (イ) シ社は中部電力（以下、「中電」という）のグループ会社である。
- (ウ) シ社には、再生可能エネルギー事業本部・風力発電部が設置されていた。
- (エ) シ社による風力発電計画は2005年頃から計画されていた（甲19）。
- (オ) 原告三輪は、2012年4月の多良連合自治会の会長会議後、出席者から資料をもらい、初めて風力発電計画を知り、そのことを上鍛冶屋地区の知人に伝えた（甲11p10）。その後、原告三輪は風力発電について勉強を始めた。
- (カ) 同年11月3日、上鍛冶屋地区で初めて、シ社による事業説明会が行われた（原告松島p1）。上鍛冶屋地区が関係地区になったいきさつは風車に近く、工事中進入路が財産区の所有であったという理由であった。説明会では住民から疑問や不安の声が出された（甲11p11～12）。
- (キ) 2013年2月に上鍛冶屋地区総集会が行われた。この集会では、財産区所有の土地への立入調査に同意するかどうかが議題になったが、原告三輪及び原告松島から、一旦保留にしたうえ、風力発電について1年間かけて勉強会を行う

- ことが提案され、承認された（原告三輪 p 2、原告松島 p 1～2、甲 1 1 p 1 2、甲 1 2 p 8）。
- (ク) 同年 6 月 3 0 日、上鍛冶屋自治会主催の勉強会が行われた。講師は武田恵世氏であった（甲 2 2）。シ社も武田氏の名前は知っていた（加藤 p 1 1）。
- (ケ) 原告三輪及び原告松島は、勉強会の後、「自然エネルギーを考える会」を立ち上げた（原告松島 p 2～3）。代表に原告三輪、事務局に原告松島がそれぞれ就いた。
- (コ) 同年 7 月、シ社の再生可能エネルギー事業本部・風力発電部の中に「地域対応グループ」が組織され、「大垣駐在所」が設けられた。地域対応グループはこれまでに設置されたことがなく、大垣駐在所が初めてであった（加藤 p 2～5、p 2 8）。
- (サ) 加藤が、中電からシ社に出向し、地域対応グループのグループ長となった。加藤は大垣駐在所に常駐していた（加藤 p 2～3、p 2 4～2 5）。
- (シ) 加藤は、原告近藤について、出向前の中電に在籍していたときから「名前を聞いたことがあ」った（加藤 p 1 5）。玉田は原告近藤のことは知らなかった（玉田 p 2 5）。
- (ス) 大垣駐在所の従業員は、早速、地元の「有力者」からの聞き合わせをするなどして、原告三輪及び原告松島の情報を収集・集約し始めた（甲 1 p 8）。
- (セ) 同年 7 月 2 8 日、「自然エネルギーを考える会」が主催する勉強会が行われた。講師は武田恵世氏であった。この勉強会について、新聞報道がなされた（甲 1 p 8）。
- (ソ) 同月 3 1 日の新聞報道以後、大垣署警備課から中電岐阜支店に「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」との電話が入った。これを受けて、中電岐阜支店から中電大垣営業所に連絡が行き、さらにシ社大垣駐在所に連絡が行った（甲 1 p 8）。
- (タ) 加藤と玉田で大垣署警備課を訪問することになった（甲 1 p 8、玉田 p 3

～4)。

イ 評価

原告三輪及び原告松島が企画した勉強会は、風力発電がどのようなものであるかを学び、考えるためのものであった。

シ社の地域対応グループ大垣駐在所は、シ社が原告三輪及び原告松島ら地元住民への対応をするために設置されたものであった。これまで他の事業について、このような現地駐在所が設置されたことはなかった。かかる事実からして、シ社が、原告三輪及び原告松島ら上鍛冶屋地区住民の動向について、もともと危機感を抱いていたことが分かる。

(2) 第1回情報交換

ア 事実

(ア) 2013年8月7日、加藤と玉田が大垣署警備課を訪問した。大垣署警備課は阪上警備課長と前田巡查長が対応した(甲1 p 8)。

(イ) 冒頭、警備課から、7月28日の勉強会について問いかけがなされた(甲1 p 8)。

(ウ) シ社も問いかけに応じた。勉強会が行われることは事前に知っており、参加者人数も把握していることを伝えた(甲1 p 8)。

(エ) 続いて、警備課から、原告三輪及び原告松島について、「風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」とあるとの評価を伝えた(甲1 p 8)。

(オ) シ社も、上鍛冶屋自治会関係者であること、メナードゴルフ場建設の反対派であったこと、地元では「何でも反対する共産党」と呼ばれていることなど、原告三輪及び原告松島について把握している情報を伝えた(甲1 p 8)。

(カ) 事業概要について、シ社から環境アセスの段階であると報告された(甲1 p 8)。

(キ) さらに警備課は、原告三輪や原告松島が「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを」持っていること、「岐阜コラボ法律事務所」が「同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画して」いることを伝えた（甲1 p 8）。

(ク) 加えて、警備課は、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」ことを伝え、「このような人物と繋がるとやっかいになる」と述べた（甲1 p 9）。

(ケ) この2つのこと（「岐阜コラボ法律事務所」と「近藤ゆり子氏」）は、シ社大垣駐在所としては知らなかった（加藤 p 14、玉田 p 5）。

(コ) 警備課は、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」と指摘した（甲1 p 9）。そして、「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」として、引き続き情報交換をすることを依頼した（甲1 p 9）。

(サ) 大垣署警備課の訪問終了後、加藤と玉田は中電大垣営業所を訪問し、警察への対応を完了したことを報告した（甲1 p 9）。

イ 評価（第1回情報交換における大垣署警備課の狙い・目的）

情報交換は、大垣署警備課がシ社に持ちかけたものであった。大垣署警備課は、風力発電事業の概要を知りたいと持ちかけながら、その内容は、原告三輪、原告松島、原告近藤及び「岐阜コラボ法律事務所」（正確には、弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所である。以下、「ぎふコラボ」という）の情報を提供するものであった。

その提供した情報は、原告三輪及び原告松島が「風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」であること、原告三輪及び原告松島がぎふコラボと繋がりを持っていること、ぎふコラボが「同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画して」いること、原告近藤が「自然破壊につながることは敏感に反対する」人物であること、「60歳を過ぎているが東京大学を

中退しており、頭もいいし、喋りも上手である」こと、「このような人物と岐阜
コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業
も進まないことになりかねない。」というものであった。これは、公安警察が、
以前より、原告三輪、原告松島、原告近藤及びぎふコラボの情報を継続的に収集
していたことを示す。

大垣署警備課がこのような情報を提供したのは、もともとシ社が有していた、
風力発電事業が円滑に進まないのではないかという危機感を、さらに煽るため
であった。シ社の危機感を煽り、警察がシ社の事業に肩入れするかのように持ちか
けることで、シ社に、原告三輪、原告松島、原告近藤及びぎふコラボの情報を収
集させ、シ社が収集したその情報を、警察に提供するよう仕向けるものであった。
すなわち、第1回情報交換は、大垣署警備課が、シ社を、自らの情報収集活動の
協力者とするために行われたものであった。シ社を情報収集活動の協力者に仕立
てるための工作活動だったのである。

なお、大垣署警備課がシ社に提供した情報は評価を多く含むものであるが、そ
の評価には誇張が見られる。この点、大垣署警備課の狙いは、正確な情報をシ社
に提供することではなかった。シ社の危機感を煽って協力者に仕立てる点にあっ
た。シ社の危機感を煽るためには、大袈裟なぐらい誇張した方が効果的である。
大垣署警備課の提供した情報に誇張があるという点は、大垣署警備課の狙いが情
報の提供ではなく情報の収集にあることを端的に示す事実である。

(3) 第1回情報交換後の動き

ア 事実

(ア) 第1回情報交換の翌日（8月8日）、大垣駐在所の従業員は、ぎふコラボ
のホームページを検索し、プリントアウトした（甲1 p 35～42）。

(イ) 玉田は情報交換時にとったメモに基づいて、大垣署警備課との情報交換の
議事録を作成した（玉田 p 16～17）。その際、会議名を「大垣市上石津町風

力発電反対派による勉強会の実施について」とした(甲1 p 8)。この議事録は、大垣駐在所の従業員全員が確認をし、グループ長の加藤の決裁を経たうえで、本社・再生可能エネルギー事業本部内の決裁に回された(甲1 p 8)。その後、議事録は、本社のサーバーに保有された。議事録は、一定の役職以上の人物であれば誰でも閲覧が可能であった(玉田 p 13～14)。

(ウ) 2013年10月26日、シ社は、上鍛冶屋地区で風力発電事業に関する説明会を行った。この説明会には、上鍛冶屋地区の住民が20名ほど参加した(原告三輪 p 4)。

(エ) 2014年1月26日、自然エネルギーを考える会が主催して、上鍛冶屋公民館にて、午後2時より、風力発電勉強会が行われた(原告三輪 p 5、甲1 p 33)。同じ勉強会が、同日午後6時30分より、農村環境改善センターでも行われた(原告三輪 p 6、甲1 p 10)。

(オ) 同年2月2日、上鍛冶屋地区総集会在開かれた。総集会上において、シ社による土地の立ち入り調査に同意する議案が出されたが、反対多数(反対27、賛成11)で否決された。また、原告三輪が次年度の自治会長に選任された(原告三輪 p 7)。

イ 評価

議事録のタイトルからも分かるように、シ社も、この情報交換が事業概要の報告などではなく、原告三輪や原告松島ら上鍛冶屋地区の住民についての情報交換であったことを十分に認識していた。

また、シ社は、さっそく、大垣署警備課から教えられたぎふコラボの情報を収集し始めた。大垣署警備課の狙いどおりにシ社が動き始めたことが分かる。

(4) 第2回情報交換

ア 事実

(ア) 第2回情報交換は、2014年3月4日、シ社からの要請で行われた(甲

1 p 1 0)。出席者は第1回と同じであり、同年2月の上鍛冶屋地区総集会から1か月後の開催であった（甲1 p 1 0）。

(イ) シ社から情報交換を要請した理由は、土地の立入調査の受け入れについて反対多数であった上鍛冶屋地区総集会の結果が「ショッキング」であったこと、原告三輪が自治会長に選出されたことが「対話入口が閉ざされた感がある」こと、であった。それゆえ、「地区からの反対運動を発生させないための相談」をしに、大垣署警備課を訪問したものであった（甲1 p 1 0）。

(ウ) 冒頭、シ社より、同年2月2日の地区総集会の内容及び結果や、同年1月26日の風力発電勉強会の内容が警備課に報告された（甲1 p 1 0）。

(エ) 警備課からは、原告松島が平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったこと、原告三輪と交代で友の会役員をやっていること、風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配があること、という情報が提供された（甲1 p 1 0）。

(オ) シ社は、「情報有難うございます。」と応じたうえ、「松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じている。」との情報を提供した（甲1 p 1 0）。

(カ) 警備課は、シ社に対し、具体的な進め方については上石津町役場と相談したらどうかと提案した（甲1 p 1 1）。

(キ) シ社は、「上鍛冶屋地区を孤立化させる。」、「周りの地区から、『なぜ賛成できないか』の声が上がるように仕向けたい。」と伝え、「大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」として、さらなる情報の提供を依頼した。かかる依頼に対して、警備課は「了解した。」と回答した（甲1 p 1 1）。

イ 評価

(ア) 大垣署警備課の狙い

第1回情報交換では、シ社は、大垣署警備課から連絡をうけて事業概要の説明に行くという姿勢であった。ところが、第2回情報交換では、シ社自ら、情報交

換の場をもちかけている。このように、シ社自ら大垣署警備課に協力を求めてくるようになったことは、シ社を情報収集活動の協力者に仕立てるという大垣署警備課の狙いどおりであった。

そのうえで、大垣署警備課は、シ社に、原告松島がぎふコラボの「友の会」の役員になったこと、原告三輪と交代で友の会役員を行っているようであること、風車事業に関して法律事務所に相談に行った気配があること、という情報を、さらに提供した。友の会の役員人事という内部情報や、法律相談に行ったという守秘義務が最も要求されるような情報など、シ社では到底知り得ない情報を提供することによって、大垣署警備課は、シ社の信頼を得るとともに、シ社の危機感をさらに煽る狙いであった。シ社からの信頼を得るとともにその危機感をさらに煽ることで、シ社を協力者とし、シ社からの情報提供を促進させる狙いであった。事実、シ社は、お礼を言うとともに、原告松島の配偶者の情報を提供した。

なお、原告三輪と原告松島とが交代で友の会役員を行っているようであるという情報は正確ではない（原告松島 p 6）。しかし、大垣署警備課の目的は、正確な情報を提供することにあるのではない。シ社の危機感を煽り、シ社を協力者に仕立てることにある。シ社の危機感を煽るためには、原告三輪及び原告松島がぎふコラボと強く繋がっていると思わせる必要がある。そのためには、原告三輪と原告松島が交代で役員を行っており、常にどちらかが役員に就いているとシ社に思わせる方が、よりシ社の危機感を煽ることになり、効果的である。そのような狙いからすれば、これが正確な情報かどうかという点は大垣署警備課の関心事ではなかった。この点からしても、大垣署警備課の狙いが、情報の提供ではなく、情報の収集にあることが分かる。

また、大垣署警備課は、具体的な進め方については役場に相談したらどうか、と提案している。事業の具体的な進め方について、大垣署警備課自ら相談にのる様子は全くない。このことから、大垣署警備課の目的が、シ社を協力者に仕立てて情報を提供させることにあり、シ社の事業に協力することではなかったこと

が分かる。大垣署警備課は、あくまでもシ社を情報収集活動の協力者にするために、シ社の事業に肩入れするように見せかけたに過ぎない。実際に肩入れするつもりは毛頭なかった。

このように、第2回情報交換においては、大垣署警備課の狙い通り、シ社が情報収集活動の協力者となり、実際に大垣署警備課に情報を提供し始めたことが如実に分かる。

(イ) シ社の目的

シ社は、第1回情報交換において、事業の支障となりそうな人物についての情報の提供を受け、警察に協力することが有益だと考えるようになった。その結果、上鍛冶屋地区に関する地域情報や地元情報、個人情報をもっと提供してほしいという姿勢が変わった。また、大垣署警備課から肩入れをするそぶりを見せられた結果、「上鍛冶屋地区を孤立化させる。」「周りの地区から『なぜ賛成できないか』の声が上がるように仕向けたい。」と発言するなど、シ社が反対派と目する原告三輪及び原告松島ら地域住民との対立姿勢を鮮明にするようになった。もはや事業の概要及び進捗の報告という目的ではなかった。シ社の目的も、事業の支障となりそうな人物について、警察から情報を提供してもらうために自らも情報を収集して提供するという目的に変容したのである。

(5) 第2回情報交換後の動き

ア 事実

(ア) 玉田は、自らのメモに基づいて大垣署警備課とのやり取りの議事録を作成した(玉田 p 16～17)。その際、会議名を「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」とした(甲1 p 10)。議事録は、大垣駐在所の従業員の確認を経て、グループ長の加藤の決裁がなされた(甲1 p 10)。

(イ) 原告三輪は、同年4月にシ社従業員の訪問を受けた(原告三輪 p 7～8)。

シ社の用件は「地区を戸別訪問したい」というものであった。原告三輪は、当該

土地は財産区の所有であり、既に財産区の総会の決議があることから、再検討するためには戸別訪問ではなく総会に諮るべきであるとして、これを断った（原告三輪 p 8）。

(ウ) シ社のこのような動きを見て、原告三輪は、総会決議があった事実を各方面に知らせる必要を感じた。

そこで、同年5月11日、上鍛冶屋自治会及び同財産区議会は、シ社及び中電に対し、要望書を郵送した（甲1 p 18、20）。

また、同月20日、上鍛冶屋自治会及び同財産区議会は、大垣市長に嘆願書を提出した（甲1 p 18、p 21～23、甲15）。

さらに、同月21日、上鍛冶屋自治会及び同財産区議会は、岐阜県知事に対し、嘆願書を郵送した（甲1 p 18、p 21～23）。

要望書も嘆願書も、上鍛冶屋自治会及び同財産区議会の役員全員の署名・押印がなされたものであった。（原告三輪 p 9）

(エ) 嘆願書の件は、同月21日付けの新聞各紙に報道された（甲1 p 21～23）。大垣駐在所は、新聞各紙をコピーして、本社の関係部署に送った（甲1 p 21～23）。要望書及び嘆願書の件を知った大垣駐在所は、大垣署警備課に直ちに相談し、訪問することになった。

イ 評価

シ社は、嘆願書が大垣市長や岐阜県知事に出されたことを知るや否や、すぐに大垣署警備課に相談している。大垣署警備課の狙いどおりにシ社が動いていることが分かる。シ社としても、もはや、事業の進捗の報告などではなく、大垣署警備課に相談を持ち掛ける意図であったことが明らかである。

(6) 第3回情報交換

ア 事実

(ア) 第3回情報交換は、上鍛冶屋自治会及び同財産区議会が大垣市長に嘆願書

を提出したという新聞報道から5日後の2014年5月26日に、シ社からの要請で開催された(甲1 p 18)。出席者は、警備課から新任の横山警備課長と前田巡査長、シ社からは玉田のみであった(甲1 p 18)。

(イ) 訪問の理由は、「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり」、「今回のような行動を危惧し大垣署警備課との話し合いの場を設けている。」ことであった(甲1 p 18)。今回のような行動とは、要望書や嘆願書の提出を指してのことである(玉田 p 8)。

(ウ) シ社は、警備課に対して、要望書の内容を説明し、新聞記事のコピーを渡した(甲1 p 18)。

(エ) 警備課は「新聞記事は読んでおり、承知していた。」と応じ、「来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。」としたうえで、原告三輪が「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である『船田伸子』と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在、船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、速次の行動に移りにくいと考えられる。」「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合はすぐに110番して下さい。」として、原告船田の情報を提供した(甲1 p 18～19)。

(オ) シ社は、「当社は風力発電事業を断念するつもりはない。」「大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」と応じた(甲1 p 19)。

イ 評価

(ア) 大垣署警備課の狙い

第3回情報交換も、第2回情報交換と同様、シ社から情報交換の場をもちかけたものであった。

大垣署警備課は、原告三輪と原告船田が強くつながっていること、原告船田はぎふコラボの事務局長であること、原告船田から全国に広がってゆくこと、原告船田は気を病んで入院中であること、という情報を提供した。この情報提供も、

第2回情報交換における情報提供と同様に、原告船田がぎふコラボの事務局長であるという法律事務所の内部情報や、原告船田が気を病んで入院中という極めてプライベートな情報など、シ社では到底知り得ない情報を追加的に提供することによってシ社の信頼をさらに得るとともに、過激なメンバーが岐阜に入るかもしれないとしてシ社の危機感をさらに煽り、シ社からの情報提供を促進させる狙いであった。その時々、シ社がより危機感を強めるような情報を提供していることから、その狙いは明らかである。

なお、原告三輪と原告船田が強く繋がっているというのは正確ではない（原告三輪 p 10、原告船田 p 5）。また、原告船田が気を病んで入院中であるという情報は事実と反する（原告船田 p 2～3）。しかし、先にも述べたように、大垣署警備課の目的は、正確な情報を提供することではなく、シ社の危機感を煽るためであった。原告三輪と原告船田との繋がりに関する不正確な情報や、原告船田が入院中であるとの事実と反する情報を提供していることから、大垣署警備課の目的が、シ社の危機感を煽って協力者に仕立て、シ社から情報を収集する点にあったことが分かる。

また、大垣署警備課が「来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。」としたのは、第1回情報交換において、シ社が、原告三輪及び原告松島について、地元の有力者から、何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いていたからである。原告三輪及び原告松島は共産党とは何らの関係もなく、そのことは大垣署警備課も当然知っているはずであるが、シ社の危機感を煽るため、あえてシ社の誤解に乗じたものである。

以上のように、第3回情報交換においては、大垣署警備課が提供した情報は原告船田に関するものなどわずかであった。逆に、シ社が大垣署警備課に提供した情報は、要望書や嘆願書の内容の詳細などであった。このように、第3回情報交換においては、大垣署警備課は、提供した情報よりも収集した情報の方が多くな

っており、完全にシ社を協力者として、情報収集を行っていることが分かる。

(イ) シ社の状況

シ社は、要望書や嘆願書が出され、それが新聞報道されるや否や、すぐに大垣署警備課に相談に行っている。議事録には要望書や嘆願書の提出行為を踏まえて、「過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区」と記載している(甲1 p 18)。

しかし、要望書の内容は過激なものでも何でもない(甲1 p 20)。嘆願書の内容も全く過激なものではない(甲1 p 21～23、甲15)。そもそも、嘆願書を自治体の首長に提出する行為は、憲法16条で保障された請願権の行使である。このように、要望書や嘆願書の提出行為は何ら違法なものでも過激なものでもない。極めてまっとうなものであった。

ところが、シ社は、これら要望書や嘆願書の提出を「過激な運動」と決めつけ、住民らと対話する道を探ることもせず、直ちに大垣署警備課に相談に行っている。このようなシ社の状況からも、シ社の危機感をあおって協力者に仕立てるという大垣署警備課の狙いが奏功していることが分かる。

(7) 第3回情報交換後の動き

ア 事実

(ア) 玉田は、自らのメモに基づいて大垣署警備課とのやり取りの議事録を作成した(玉田 p 16～17)。その際、会議名を「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」とした(甲1 p 18)。議事録は、大垣駐在所の従業員の確認を経て、グループ長の加藤の決裁がなされた(甲1 p 18)。

(イ) 議事録作成後、原告船田の名前の訂正が行われている(甲1 p 19)。これは、大垣駐在所の従業員がインターネットで情報収集をしていて、名前が違うことに気付いて訂正したものである(玉田 p 10～11)。

(ウ) また、原告近藤のブログなどをチェックしていた同従業員は、写真を見つけ、これをプリントアウトした(玉田 p 14～15)。この写真には「近藤ゆり

子」と手書きされた（甲1 p 30）。

(エ) 2014年6月20日、自然エネルギーを考える会が、いちのせグリーンプラザで勉強会を開いた（甲1 p 24、原告松島 p 7～8）。

(オ) 同月23日、原告近藤は、西濃憲法集会のスタッフメーリングリストに、投稿をした（原告近藤 p 4～5、甲26）。

(カ) 同月24日、大垣署警備課の前田巡查長は、玉田に、原告近藤が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話をした（甲1 p 24、玉田 p 11）。

(キ) 同月26日、原告近藤は、中電の株主総会に出席し、質問をした（甲1 p 24、原告近藤 p 8）。

イ 評価

原告船田の名前が訂正されていることや、原告近藤とされた写真が資料として添付されていることから、第1回情報交換以後、シ社が、大垣署警備課から提供された原告ら及びぎふコラボについて、継続的に情報を収集していたことが分かる。加藤も、「近藤さんの情報を日頃からウォッチングしようと思った」と認めているとおりである（加藤 p 30）。

(8) 第4回情報交換

ア 事実

(ア) 第4回情報交換は、中電の株主総会から4日後の2014年6月30日に開催された（甲1 p 24）。出席者は、大垣署警備課から前田巡查長、シ社から玉田であった（甲1 p 24）。

(イ) シ社から、同月20日の風力発電勉強会の報告が詳細になされた（甲1 p 24）。

(ウ) また、同月26日の中電の株主総会での原告近藤の発言の内容が報告された（甲1 p 24）。玉田がこのような報告をすることができたのは、シ社の風力発電部から大垣駐在所に原告近藤の発言を文字起こししたメールが送られてき

たからであった（玉田 p 1 2 ～ 1 3）。

(エ) 前田巡査長から、原告近藤の動きについて報告がなされた。すなわち、『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである。」、原告近藤は「徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。また、その時に伊賀の歯医者『武田恵世』と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている。」「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。」というものであった（甲 1 p 2 5）。

(オ) シ社は、「新しい情報が入り次第大垣署警備課へ連絡する。また、大垣警察署からいただける情報があれば連絡をお願いしたい。」とした（甲 1 p 2 5）。

イ 評価

第 4 回情報交換は、大垣署警備課の前田巡査長が、シ社に、原告近藤が動き出す気配があると電話をしたためであった。その結果、第 4 回情報交換において、大垣署警備課は、原告近藤が中電の株主総会で発言をしたこと、及びその発言内容という情報を得ることができた。まさに大垣署警備課の狙い通り、協力者に仕立てたシ社が、大垣署警備課の欲する原告近藤の新たな動きについて、大垣署警備課に情報を提供するという構図が出来上がっている。大垣署警備課が、第 1 回情報交換以後名前の出てこなかった原告近藤について、第 4 回情報交換前にわざわざ電話をしてシ社に伝えたのは、大垣署警備課の狙いが、風力発電事業の進捗などにあるのではなく、原告近藤の情報収集にあることを端的に示す事実である。

このように、大垣署警備課は、さらにシ社の危機感を煽りシ社から情報を収集する目的で、原告近藤の情報を提供したのである。ただ、この情報にも誤りが含まれている。すなわち、反原発で原告近藤と武田氏とのつながりはないし、二人には面識はない（原告近藤 p 5 ～ 6）。

以上のように、第 4 回情報交換においても、大垣署警備課は、提供した情報よりもシ社から得た情報の方が多い。特に、第 4 回情報交換については、わざわざ大垣署警備課が、シ社に事前に電話をしたうえ、原告近藤の動向を伝えているこ

とが特徴的である。このことは、大垣署警備課が、協力者に仕立てたシ社から、大垣署警備課が欲する原告近藤についての情報を収集し提供するように仕向けていることを端的に示す事実である。

(9) 第4回情報交換後の動き

ア 事実

(ア) 情報交換の終了後、大垣駐在所の従業員は、ぎふコラボのホームページから西濃憲法集会のチラシをプリントアウトした（甲1 p 28～29）。

(イ) 玉田は、自らのメモに基づいて大垣署警備課とのやり取りの議事録を作成した（玉田 p 16～17）。その際、会議名を「上鍛冶屋と近藤ゆり子の新たな動きについて」とした（甲1 p 24）。議事録は、大垣駐在所の従業員の確認を経て、グループ長の加藤の決裁がなされた（甲1 p 24）。

(ウ) 2014年7月24日、朝日新聞が本件情報交換に関する報道をした（甲2の1）。その報道において、加藤は、有益だったかという記者からの質問に「はい。いろんなことを知っておいた方が良いと思う。」と回答した（甲2の2）。

(エ) これ以降、情報交換は行われなかった（玉田 p 4）。

(オ) 2016年6月末に、加藤は中電本社に戻った（加藤 p 3）。

(カ) 同年7月か8月には大垣駐在所も撤退した（加藤 p 4）。

(キ) その後、南伊吹風力発電事業もとん挫した（甲19、甲20）。

(10) まとめ（本件情報交換の実態）

以上に述べてきたように、本件情報交換の実態は、大垣署警備課による情報収集活動であった。大垣署警備課から、シ社に、原告らの個人情報提供されているが、それはあくまでも情報収集活動の手段に過ぎない。本件情報交換の本質は、情報提供にあるのではなく、情報収集にある。改めて整理する。

ア 大垣署警備課から持ち掛けた

本件情報交換の発端は、大垣署警備課が、「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」と持ち掛けたものであった。それ自体、情報を必要としているとして情報収集目的であったことは明らかであるが、シ社から情報提供を求めたものではなかった。

イ シ社の目的も「情報交換」に変容した

加藤証人は、本件情報交換の目的について、「事業の進捗状況の報告」と証言している（加藤 p 8、p 29～30など）。しかし、本件情報交換が事業の概要や進捗の報告などではなく、まさに情報交換であったことは、玉田証人が作成した議事録の表題や内容から明らかである。証人尋問においても、加藤証人は、裁判官から、議事録の具体的な記述を指摘して質問されたことに対し、的確に回答できなかった（加藤 p 29～34）。

このように、シ社の認識としても、本件情報交換は、事業概要の報告や事業の進捗状況の報告などではなく、まさに情報交換であった。すなわち、シ社としては、大垣署警備課から情報を提供してもらい以上、自らも情報を収集して大垣署警備課に提供しなければならないと考えるようになった。これこそが、大垣署警備課の狙いであった。

ウ シ社が情報を収集し提供していた

第1回情報交換時から、シ社は、自己が収集した原告三輪や原告松島に関する情報を大垣署警備課に提供していたが、第1回情報交換後は、原告三輪や原告松島のみならず、大垣署警備課から情報を得た原告近藤、ぎふコラボ、原告船田の情報を収集するようになった。また、収集した情報（原告松島の配偶者に関する情報や原告近藤の中電の株主総会での発言内容に関する情報など）を大垣署警備課に提供するようになった。

エ シ社の提供する情報の量が多くなっていった

情報交換を経るにつれ、大垣署警備課が提供する情報の量よりも、シ社の提供する情報の量の方が多くなっていった。とりわけ、第3回や第4回はその傾向が

顕著であった。もし、本件情報交換の目的が大垣署警備課からのシ社に対する情報提供にあったのであれば、大垣署警備課の提供する情報の量は、第1回から第4回まで変わらないはずである。むしろ、シ社の事業が日に日に困難となる中、提供される情報の量は増えるはずである。また、シ社から大垣署警備課に情報を提供する必要はないはずである。ところが、実際には、回を重ねるにつれ、大垣署警備課の提供する情報の量は少なくなり、逆に、シ社が大垣署警備課に提供する情報の量は増えていった。

オ 大垣署警備課が提供した情報は正確なものではなかった

大垣署警備課がシ社に提供した情報は不正確なものであったり、事実と反するものであったりした。

例えば、第2回情報交換において、大垣署警備課は、シ社に、原告三輪と原告松島が交代できふコラボの「友の会」の役員をしているようだ、という情報を伝えている（甲1 p 10）。しかし、原告三輪と原告松島の2人のみが交代で役員をやっているわけではなく、他の者も担っていた（原告松島 p 6）。したがって、かかる情報は、全く誤っているわけではないが、正確ではない。

また、第3回情報交換において、大垣署警備課は、原告船田について、ぎふコラボの事務局長であり、気を病んで入院中であると伝えている（甲1 p 19）。しかし、この当時は、原告船田は既に事務局長を退任していたし、気を病んで入院もしていなかった（原告船田 p 2～3）。したがって、かかる情報は事実と反する。

この点、大垣署警備課が、あえて不正確な情報や事実と反する情報をシ社に提供したのかどうかは分からない。ただ、結果として不正確であったり事実と反したりしている以上、大垣署警備課としては、情報の正確性についてはどうでもよかったのである。もし、大垣署警備課の狙いが情報提供にあったのであれば、正確な情報を提供しなければ意味がない。シ社としてもそうであろう。したがって、大垣署警備課の狙いが情報提供にあったのであれば、情報の正確性について慎重

を期すはずである。このように不正確であったり事実と反したりする情報を提供するはずがない。

よって、大垣署警備課がシ社に正確な情報を提供していないという事実は、本件情報交換の目的が情報の提供ではなく、シ社からの情報の収集にあったことを如実に示す事実である。

カ 予断や偏見を与えるような評価をしている

大垣署警備課は、原告三輪及び原告松島について「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」、原告近藤について「このような人物と繋がると、やっかいになる」、原告三輪らの要望書や嘆願書の提出行動について「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」、原告三輪と原告船田が「強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」、「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。」などと、シ社に予断や偏見を与えるような評価をしている。大垣署警備課は、情報交換のたびにあってこのような評価をすることによって、シ社の危機感を煽っていた。

キ 情報を小出しにしている

もし、大垣署警備課の目的がシ社の風力発電事業を円滑に進めるための情報提供という点にあったのであれば、情報を小出しにする必要はない。全4回の情報交換で提供した情報を、第1回情報交換時に全部提供してもよかった。

ところが、大垣署警備課は情報を巧みに小出しにしている。第1回では原告三輪、原告松島及び原告近藤に加えてぎふコラボの情報を提供しているところ、この時点で、第2回情報交換で提供した「友の会」の情報や、3回情報交換で提供した原告船田の情報を提供してもよかったし、当然できたはずである。それをせずに、第2回から第4回にかけて情報を小出しにしたのは、その時々で、時宜にかなった情報を小出しに提供し続けることで、シ社の公安警察への信頼を回を追うごとに増幅させるためであり、かつ、継続的にシ社の危機感を煽り続け、シ社を協力者に仕立て、協力者として取り込んでいくためにほかならない。

情報を小出しにしているという事実も、大垣署警備課の目的が情報提供にあったのではなく、情報収集活動のための協力者作りにあったことを示すものである。

ク シ社に違法行為を唆した

シ社は個人情報保護法2条5項で規定する個人情報取扱事業者であり、法に定められた手続きを踏むことなしに、個人情報を取得したり利用したり第三者に提供したりすることは違法である。このことは地域対応グループの責任者である加藤は知っていた(加藤 p 6)。議事録等をサーバーで保有していたシ社本社も当然に知っていたはずである。

しかし、この第1回情報交換後、シ社の地域対応グループは、グループ全体が情報を共有し、業務として恒常的に原告らの個人情報を収集し、かつ、収集した情報を大垣署警備課に提供した。法律にも、シ社自身の個人情報保護指針にも違背した行為であるという認識は希薄ないし皆無であったようである。それはそのように大垣署警備課に仕向けられたからである。「警察の意向に沿う行為だから間違っているはずがない」と思い込んでしまった。本来、法を守らせる立場である警察(この場合は大垣署警備課)が違法行為を誘発している、あるいは唆しているといえる。悪質であると言わざるをえない。

ケ 加藤の認識

加藤も、証人尋問において、警察が欲しかった情報とは何であったと理解しているかという裁判長からの質問に対して、「個人の情報も欲しかったのかもしれないと思います。」と回答している(加藤 p 34)。

加藤は、シ社の単なる一従業員ではない。中電から出向し、シ社の再生可能エネルギー事業本部風力発電部地域対応グループのグループ長であり、大垣駐在所の責任者であった。すなわち、地元対応を統括する立場にあった。かつ、本件情報交換についても、自ら出席するとともに、議事録によって報告を受け、承認する立場にあった。かかる地位と職責にあり、実際情報交換に出席していた加藤が、大垣署警備課は個人の情報を欲していたと認識していたのである。

コ 情報収集に関する協力者の存在は警察庁及び岐阜県警も認めている

国会において、当時の警察庁警備局長の高橋清孝は、「一般論で申し上げますと、一般的に、ただいま申し上げましたように、それぞれの管内において様々な事業が行われる際に、その事業がどのように推移するかということについては治安維持の観点から関心を有しております、必要に応じて関係事業者と意見交換を行いますし、必要な情報については情報収集をするということでございます。」と答弁している（下線引用者、甲10の2p15）。

岐阜県警も、本件訴訟における警察官の証人尋問の採否に関し、民事訴訟法191条1項の承認を拒絶した2021年3月16日付け「民事訴訟法191条1項の承認について」と題する書面において、「また、これまで任意に協力をいただいていた方々が、自身との関係が露呈するのではないかと考え、以後の協力関係を躊躇する」などと、民間の協力者に支障が出ることを承認拒絶の理由としていた。

このように、公安警察が民間の事業者等を協力者として情報収集活動などに利用していることは、警察庁も岐阜県警も認めているところである。

サ 小括

以上のように、本件情報交換の実態は、大垣署警備課の情報収集活動であり、そのための協力者作りであった。大垣署警備課が保有していた情報（事実に反するものも含む）を提供することによってシ社の危機感を煽り、シ社が進んで情報を収集してそれを大垣署警備課に提供するように仕向けたのである。情報提供は情報収集の手段に過ぎない。本件情報交換の本質は、情報収集活動の協力者作りであった。

この点、4回の情報交換において、シ社が大垣署警備課に提供した情報は、大垣署警備課からすれば有益な情報ではなかったかもしれない。しかし、大垣署警備課は、今回の情報交換でシ社から重要な情報が提供されることを期待していたわけではない。この段階では、現時点で重要な情報が提供されることよりも、シ

社が協力者となることを優先していたのである。

第2 岐阜県警警備部の情報収集行為及び保有行為

1 各所轄署の情報収集行為及び保有行為

大垣署警備課は、本件情報交換において、原告らの様々な情報をシ社に提供した。かかる原告らの情報は、大垣署警備課の警察官らが個人的に知っている原告らに関する知識を個人的に提供したものではない。公安警察が長年にわたって収集・保有してきた原告らの情報の一部を職務として提供したものである。

このような情報収集行為及び保有行為は大垣署警備課にとどまるものではない。岐阜県警の各所轄署の警備課は、岐阜県警警備部の指揮命令の下、大垣署警備課と同様に、長年にわたり原告らの情報を収集し保有してきた。その情報収集の方法は、本件でも明らかになったように、管内の各所轄署が、それぞれ民間の事業者等の協力者を作り、その協力者から様々な情報を収集するという手法である。

2 岐阜県警警備部の情報収集行為及び保有行為

岐阜県警警備部は、各所轄署の警備課に対し、長年にわたり、原告らの情報を収集するよう、指揮命令をしてきた。そして、各所轄署の警備課が収集した原告らの情報を集約し保有してきた。大垣署警備課がシ社に提供した原告らの情報は一部に過ぎない。岐阜県警警備部は、シ社との情報交換において大垣署警備課が提供した情報以外にも、管内の所轄署を通じて、原告らに関する様々な情報を収集したうえ、それを集約して保有している。

3 小括

このように、本件の権利侵害行為は、シ社の議事録に記載された情報のみの収集・保有行為にとどまらない。岐阜県警警備部及びその管内の各所轄署の警備課の、長年にわたる、原告らのありとあらゆる情報についての収集行為及び保有行為である。

第3 警察庁警備局の情報収集行為及び保有行為

1 警察庁警備局は原告らの情報を収集・保有している

岐阜県警警備部が保有している原告らの個人情報、警察庁警備局に対して提供され、警備局はこれを収集・保有している。このことは、原告ら第7準備書面で主張したように、警察法にみられる警察庁と都道府県警との組織の仕組み、とりわけ警察庁警備局を頂点とする公安警察の全国的な上意下達の組織構造、並びに、参議院第189回国会内閣委員会第9号（2015年5月26日開会）における国家公安委員長の答弁（甲10の1）、及び同委員会第12号（同年6月4日開会）における警察庁警備局長の答弁（甲10の2）からも明らかである。

さらに、警察庁警備局は、岐阜県警警備部以外の他の都道府県警警備部等からも、原告らの個人情報を収集し、保有している。

2 本件情報交換に関する情報を保有している

本件情報交換に関して、当時の国家公安委員会委員長の山谷えり子が「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けている。」（甲10の1 p 14）、「通常行っている警察業務の一環として事業者の担当者と会っていたものと承知しております。」（同 p 15）と答弁していること、当時の警察庁警備局長の高橋清孝も「本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」（甲10の2 p 14）と答弁をしている。このことからすれば、少なくとも、本件事案の概要、すなわち本件議事録に記載されている程度の情報については、警察庁警備局が保有していることは明らかである。

第4 総括

以上のように、本件訴訟において原告らが損害賠償請求及び抹消請求の根拠と

する被告らの権利侵害行為は、

- ①情報収集行為である大垣署警備課による本件情報交換行為
- ②岐阜県警警備部及び各所轄署警備課による原告らに関する情報収集行為及び保有行為
- ③警察庁警備局による原告らに関する情報収集行為及び保有行為

である。

そして、シ社への情報提供行為は、あくまでも情報収集行為の手段に過ぎない。よって、情報提供行為は、①の情報収集行為たる本件情報交換行為に包含される。包含されるというその意味は、情報収集行為の手段に過ぎない情報提供行為のみが違法とされることはあり得ないのであって、情報提供行為が違法であるならば、違法な手段を用いた情報収集行為そのものが違法とされなければならないということである。

第2章 権利侵害

第1 はじめに

大垣署警備課がシーテック社と情報交換を行ったという事実は、議事録(甲1)に記載された情報のさらにその奥に、膨大な量の個人情報収集され、保有され、そして利用されてきたことを推認させる。この点は、原告第13準備書面、及び原告第15準備書面で詳述し、前章でも述べたところである。

原告らの個人情報を収集等してきたのは、大垣署警備課、その他岐阜県内の警察署警備課、あるいは岐阜県警本部警備部だけではない。その実質的な上部組織である警察庁警備局もまた、岐阜県警あるいはその他の都道府県警察からの情報を集約することで、原告らの個人情報を収集等してきた。

以下でいう「公安警察による情報収集等」とは、大垣署警備課、岐阜県警本部警備部、及び警察庁警備局による、原告らの個人情報の収集、保有及び利用である。公安警察が原告らの情報を収集等した行為、そして大垣署警備課が原告らの

情報を収集し、シーテック社に提供等して利用した行為は、原告らの人格権としてのプライバシーを違法に侵害するものである。以下、詳述する。

第2 人格権としてのプライバシーの保護

1 人格権の概念

人格権とは、個人の人格的利益を保護するための権利である。主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とする、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体を、人格権とすることができる。人格権は、憲法13条を根拠として保障される人権であり、今日では、名誉権、氏名権、肖像権、プライバシー権などを中心とする精神的人格権が、人格権の中心的地位を占めている。

2 人格権としてのプライバシー

本書面で原告らが主張する権利侵害は、憲法13条が保障する人格権の侵害であり、特に人格権としてのプライバシーの侵害である。公安警察が行う個人に関する情報の収集、保有、及び利用により原告らの人格権としてのプライバシーを侵害された。大垣署警備課がシーテック社に情報提供を行った行為は、原告らの個人に関する情報の利用の一形態であり、かつ情報収集の手段でもあった。

権利侵害に関し、原告らは、(単純なる)プライバシー、思想良心の自由、表現の自由、及び表現行為人格権などの侵害を主張してきた。これら主張は維持される。上記のような個人の精神的な諸利益、及びそれらの侵害の包括するものとして、本書面では人格権及びその侵害を主張するものである。

なお、原告らは、個人に関する情報を、承諾なく、みだりに収集等されない自由の侵害についても主張してきた。これと本書面で主張する人格権侵害とは、その内容・趣旨を一にするものと解して差し支えない。

3 人格権の保障を認める裁判例

以下、人格権の保護を謳った裁判例をいくつか挙げて、これが保護されるべき

権利利益であることを明らかにする（下線は強調のため引用者が付した）。

(1) 北方ジャーナル事件最高裁判決

著名な北方ジャーナル事件において、最高裁は、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又は（中略）人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」と判示した（最高裁判所昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁）。人格権（本判例では、名誉権）に基づく侵害行為の差止めを明示的に認めた判例である。

(2) 「石に泳ぐ魚」最高裁判決

「石に泳ぐ魚」事件に関し、最高裁（最判平成14年9月24日判時1802号60頁）は、「原審の確定した事実関係によれば、公共の利益に係わらない被上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、（中略）したがって、人格権としての名誉権等に基づく被上告人の各請求を認容した判断に違法はない」と判示した。すなわち、同判例は、プライバシー等を侵害する出版物の作家及び出版社に対する損害賠償請求、並びに出版等の差止めを認めた原審の判決（東京高等裁判所平成13年2月15日判決・判例時報1741号68頁）を正当として是認した。本判決は、人格権としてのプライバシーも名誉権と同様の保護が与えられ、侵害行為の差止め等が認められることを判示したものである。

(3) 住基ネット訴訟名古屋高裁金沢支部判決

いわゆる住基ネット訴訟の控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成18年12月

11日判決、判例時報1962号11頁)は、「国家機関等の公権力が、他者に知られたくない個人の私生活上の情報を密かに収集し、それをみだりに他者に開示したり、そのような情報に基づき、直接にあるいは間接に個人の私生活に対して干渉する事態が生ずることになれば、個人の私生活における平穩が侵害され、個人が自由に自らの生き方を決定するという人格的自律が脅かされることになるから、このような国家機関等の公権力による個人の私生活上の情報の収集、公開及び私生活に対する干渉からの自由は、憲法13条が保障している幸福追求権の一内容として、個人の私生活上の自由及び平穩に関する利益で、個人の人格的自律ないし人格的生存に必要不可欠な利益(上記個別規定で保障されている基本権と同等の憲法的価値を有する人格的利益)を内容とする人格権に基づくプライバシーに関する権利(以下「プライバシー権」という。)として、すべての国民に保障されているものというべきであり、国家機関等の公権力といえども、正当な理由がなく、社会生活上当然に受忍すべき限度を超えて、上記のような私生活上の平穩を害し、あるいは、その自由・自律に干渉するような態様において、個人の私生活上の情報を収集し、管理し、利用(他者への開示を含む。)することは、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するものとして許されない。」と判示した。

同裁判例では、公権力による情報収集、管理、利用について、その態様によっては、「国家機関等の公権力が、これらの情報を媒介にして、その情報に係る個人の私生活に関する情報を広範囲に収集し、そのことにより、その言動等を把握し、監視し、さらには、これに直接あるいは間接に干渉することが可能となることから、国民がそのことに対する危惧、不安を感じ、その言動(例えば、集会や市民運動への参加)を抑制するなどのおそれがないわけではなく、その意味で、これら情報は、その取扱い(収集、管理又は利用)次第では、個人の人格的自律ないし人格的生存に必要不可欠な利益としての個人の私生活上の自由又は平穩に影響を及ぼし、プライバシー権を侵害する危険があ」とも判示されている。

(4) 自衛隊情報保全隊訴訟仙台高裁判決

本判決（平成28年2月23日判決、判例時報2293号18頁）は、原告第20準備書面（4頁以下）にて述べたとおり、「情報が個人として特定された上で取得された」か、あるいは「当該個人に着目して収集され」たか否かを重視している。行政機関による情報収集行為が、当該対象の個人について特定・着目して行われたものであることは、その権利侵害性を高める契機となる事情であることを示した裁判例である。

また本判決は、「何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有し、これはプライバシーに係る情報として法的保護に値する。また、行政機関は、私人とは異なり、情報収集能力に優れ、個人に関する情報が蓄積されやすい（蓄積されるほど漏えいの危険性が高まるともいえる。）という特性を有し、また、前記のとおり、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限られ、また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとされていることも考慮されなければならない」とも判示している。行政機関が行う個人情報の取得、保有、及び開示等の利用といった個人情報の取り扱い全般について、法令（本判例では、行政機関保有個人情報保護法3条1項等が引用されている）による厳格な制限が及ぶべきことを明示した裁判例でもある。

(5) 江沢民国家主席講演会名簿提出事件最高裁判決

最高裁は、「本件個人情報は、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待

は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」と判示した（最高裁判所民事判例集57巻8号973頁）。一般に要保護性が低いとされる情報であっても、プライバシー（人格権としてのプライバシーと同旨と解される）による保護の対象となることを明らかにした判例である。

（6）西成地区防犯カメラ撤去事件大阪地裁判決

本判決（平成6年4月27日判決、判例タイムズ861号160頁）は、警察が（犯罪捜査ではない）防犯目的として行った、防犯カメラを用いた監視による情報収集について、うち1台の設置を違法とし、当該監視カメラの撤去（差止め）を命じた。本判決は、プライバシーが憲法13条によって広く保障される「人格的利益」、つまり人格権の一環であると判示している。

また、本判決は、原告第6準備書面（11頁以下）にて述べたとおり、当該情報収集の対象者が公道や公共の場所にいる場合もプライバシーとしての人格権が保障されること、対象者の意思を考慮すべきこと、原則として偶然かつ一過性のものではない監視は許されないことなどを判示している。

4 人格権による個人情報の保護

（1）保障範囲について

上記の裁判例が示すように、個人に関する情報（個人情報）が行政機関によって集中的に管理され、情報化が進み情報の整理・分析・保有が容易にできるという現代社会においては、個人は、自己に関する情報をみだりに収集等されない自由について法的な保護に値する利益を有するというべきである。

仮に、当該情報がことさらに秘匿されておらず、一定範囲の他者に開示しているような秘匿性、私事性が弱い情報であったとしても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくないと思えることは自然なことである。これらの情報がみだりに収集・保有・利用（第三者への提供を含む）される場合には、憲法13条の核心ともいうべき、個人の人格的自律、そして人格の自由な発展を阻害するとい

うべきである。

よって、個人に関する情報の全てが人格権としてのプライバシーとして憲法13条によって保障される。具体的には、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない自由が保障されるのである。

(2) 情報抹消・削除（差止め）による救済

上記に引用した裁判例は、人格権の侵害行為に対しては差止めの救済が認められることを明示している。ここでいう「差止め」の具体的な態様は、侵害行為に対する救済として適切なものが選択される。例えば、出版物に対しては出版禁止の命令（北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件など）である。

他方、人格権を侵害する行為が、情報を保有することである場合、これに対する差止めは、情報保有を中止させることを意味する。すなわち、当該情報の抹消命令である。現に、上記に引用した住基ネット訴訟名古屋高裁金沢支部判決は、「国家機関等の公権力が上記のようにして個人の私的領域に関する情報を広く収集し、管理し、利用するような事態となった場合には、（中略）収集又は管理されている情報の規模、内容等のいかんによっては、収集又は管理していること自体が、憲法13条により保障されているプライバシー権を害し、あるいは、これを害する具体的なおそれがあるため、憲法13条に違反する状態にあるものと評価されるに至ることもあり得ないではない。」と述べたうえで、差止め請求の態様として「公権力が保有する個人情報の削除を求めること」を肯定している。

住基ネット訴訟の大阪高裁判決（大阪高裁平成18年11月30日判決・判例時報1962号11頁）でも、「住民票コードの削除請求は、実質は差止めを実効あるものとするための原状回復行為であるから、差止請求と同様に許されるものと解される。」との判示のもと、情報の削除請求が認容されている。なお、上訴審最高裁は権利侵害を否定したが、これは差止めの前提条件たる権利侵害を否定したためであって、一般論として差止めがありうることは否定していない。

本件においても、人格権侵害に対する侵害行為の差止めとして、警察の有す

る原告らの個人に関する情報の抹消請求が認容されるべきである。

(3) 損害賠償請求による救済

プライバシーの侵害に対するのと同様に、人格権の侵害に対しても損害賠償による救済、すなわち慰謝料請求が認められる。

第3 原告らが受けた権利侵害

1 警察による情報収集等の構造

原告らが受けた権利侵害は、本件の情報交換に関わるものと、これと直接かわからない警察による情報の収集・保有に関するものに大別できる。前者はもっぱら大垣署警備課によるもの、つまりシーテック社との情報交換に関連する権利侵害である。後者には、議事録に現れている、いないに関わらず、公安警察（大垣署警備課を含む岐阜県警各警察署警備課、岐阜県警本部警備部、及び警察庁警備課のこと。以下同じ）による情報収集があるほか、公安警察による情報保有による権利侵害が含まれる。原告第13準備書面、及び原告第15準備書面で指摘したように、議事録に明示されておらずとも、その記載から警察が収集したことが合理的に推認できる個人情報もある。これら情報も公安警察によって保有されている。

原告らが受けた権利侵害の内容を以下のとおり述べる。なお、議事録（甲1）の記載の引用は「」（カギかっこ）で示し、引用の特定（議事録における記載箇所）は繰り返しを避けて基本的に省略した。

2 本件情報交換による人格権侵害

(1) 本件情報交換での情報提供による人格権侵害

大垣署警備課は、シーテック社に対し、次のように原告らの個人情報を無断で提供した。原告らにとって、本件の情報提供は許し難いことである。本件の情報提供を正当化するような事情は主張・立証すらされておらず、全く見受けられな

い。

ア 氏名などの個人を特定する情報

氏名など、単に個人を特定するだけの情報は、一般に秘匿性が高くないと考える向きもある。しかし、だからといって人格権としてのプライバシーとしての保護が失われるわけではない。本件では、原告らの氏名、居住地域（「大垣市内に・・・いる」などの情報、年齢に関する情報（60歳を過ぎている）がシーテック社に提供された。

個人を特定する情報は、様々な個人情報、どの人物に属する情報であるかを判別させるために必要である。したがって、個人を特定する情報の収集は、他の個人情報の収集と相俟って、個人の人格権を侵害するというべきである。

イ 個人の属性、病状に関する情報

原告船田の職業に関する情報（法律事務所の事務局長であること）は、単に個人を特定するのみならず、その属性を示す情報であるから、個人の人格的利益に対する侵害の程度がより高い。原告近藤の学歴に関する情報（「東京大学を中退」）も、その例である。

さらに、原告船田の病状に関する情報（「気を病んで入院中である」）は、極めて私事性の高い情報であり、これが提供されたことは人格的利益を著しく害したものである。

ウ 思想・信条を窺わせる情報

原告らが過去において関わった市民運動など、原告らの思想・信条を窺わせる情報も提供された。思想・信条の自由（憲法19条）が保障される趣旨から、これに関する情報は、秘匿性の高いものとして扱われるべきである。

原告三輪及び原告松島については、ゴルフ場建設に反対したことに関する情報（「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」）がまず挙げられる。また、「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護に参画」する「岐阜コラボ法律事務所」の友の会役員を務めていることも情報提供された。風力発電事業の

中止を求める要望書等の提出について、警察が「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのでは」と述べたことも、原告三輪及び原告松島が特定政党と結びついており、その政党と思想・信条を同じくする人物であることを印象付ける発言である。

原告近藤については、徳山ダム建設に反対する訴訟に取り組んだこと（「張本人」）、及び「原子力反対と戦争反対」を訴える「西濃憲法集会」に関与したこと、そして「原子力発電反対」に関わって武田恵世と繋がっていることが情報提供された。

原告船田についても、上記「岐阜コラゴ法律事務所」の「事務局長」であるとの情報が提供された。当該情報は、同人が、同法律事務所の活動が示すのと同じ傾向の思想・信条の持ち主であることを（その真偽は別にして）窺わせるものであり、思想・信条に関する情報というべきである。

エ その他私生活に関する情報

以上の他にも、大垣署警備課は、原告らの私生活に関する種々の情報を提供した。原告松島又は原告三輪が「風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った」こと、原告三輪と原告船田が「強くつながって」いること、そして原告近藤が「『武田恵世』と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている」こと、原告三輪及び原告松島が風力発電事業について勉強会を行ったことなどである。

原告近藤が「風車事業反対活動に本腰を入れそうである」という警察の発言は、同原告が作成して送信した、自身の社会的活動に関するメールの内容を警察が把握したことを推認させる。

上記のうち、人間関係に関する情報は私事性が高いし、法律相談を受けたという事実は一般に私事性の高い事項である。私人である（公人ではない）原告らの社会的活動に関する情報も、その私的生活上の行状であるから私事性があるといえる。よって、これら情報が提供されたことも、原告らの人格権を害す

るというべきである。

(2) 情報交換の場で行った情報収集による人格権侵害

第1章で述べたとおり、大垣署警備課は、シーテック社から原告らの個人情報の提供を受け、これら情報を収集している。例えば、原告三輪及び原告松島が過去に関わった住民運動の具体的な内容（「メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動された」）、同原告らの政治的信条に関わる情報（「何でも反対する共産党と呼ばれている」）、原告松島の配偶者に関する情報（「上石津町の広報的な役目」）、原告近藤の中部電力の株主総会における発言の内容などである。

警察による情報収集の対象となることについて、原告らは許容していない。したがって、シーテック社から提供された個人情報の収集がなされたことは、原告らの人格権を侵害するものと言うべきである。

(3) 情報収集「活動」としての情報交換による人格権侵害

ア 協力者を得るための材料として利用された

第1章で指摘したとおり、大垣署警備課が情報交換を行った目的は、シーテック社を警備公安活動の協力者とすることにあつた。同社を公安警察が構築する情報網の一部に組み込むことにより、将来、有効な警備公安情報を得られるようになるという期待のもとで、情報提供は行われたのである。すなわち、本件の情報交換は、シーテック社に対する情報提供としての側面を有するだけでなく、大垣署警備課による将来の情報収集の準備としての警備公安活動の側面を有していた。警察の立場からすれば、後者の側面、すなわちシーテック社を協力者とするところこそが主な目的であつたとすら言える。

警察は、原告らの個人情報を警備公安活動の材料として利用した、俗な言い方をすればシーテック社の興味を引くためのいわば「エサ」にしたのである。個人情報をそのように扱われることを、原告らは全く許していないし、そのような負担を原告らが甘受すべき理由も全く見受けられない。

大垣署の情報収集活動は、原告らのプライバシーを不当にもてあそぶものであり、人格権を侵害したと言うべきである。

イ 危険な人物として不当に描かれたこと

しかも、大垣署警備課は、提供する情報に実態と離れた事実や大げさな表現を織り交ぜて用いることで、シーテック社の危機感を煽った。すなわち、警察は、原告近藤について、同人が風力発電事業に反対する運動に繋がると「やっかいなことに」なり、「御社の事業も進まないことになりかねない」とか、「大垣警察署としても回避したい行為」、「平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする」などと述べた。当時の原告近藤は風力発電事業に特段関りを持っていなかったにも関わらず、警察はことさらに「平穏」を乱す危険な人物として原告近藤を描いているのである。また、警察は、原告近藤に関して、さらに「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」とも述べて、ここでも同原告を危険な人物として描写している。

また、警察は、原告船田について、風力発電事業に反対する運動と繋がることで「過激なメンバーが岐阜に応援に入る」との予想を述べ、「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい」と助言している。あたかも原告船田は暴力を用いることも辞さない違法な活動をする人物であるかのような描き方である。

警察は、原告三輪及び原告松島を、「過激な」原告近藤及び原告船田と繋がりがあ人物として描くことで、原告三輪及び原告松島もまた、風力発電事業に反対するために過激な手段を用いかねない人物であるとの印象をシーテック社に与えようとした。この印象付けは成功し、本来は穏当な住民運動であるはずの「要望書」「嘆願書」の提出について、シーテック社は「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区」と評価するようになった。

第3章で後述するように、原告らは何ら「公共の安全と秩序の維持」を害するような人物ではない。虚実織り交ぜた情報が、原告らの知らないところで蓄

積され、原告らが社会にとって有害な人物と評価され、それが外部に流され、人格を蹂躪されているのが、本件における人格権侵害の特徴である。あたかも別人格が作り上げられ、それが独り歩きさせられているかのような事態が起きているのである。

個人が国家権力に対し、内容が不正確な個人情報や国家権力によって捏造された虚偽の個人情報をみだりに承諾なく保有・利用されたくない考えることは、誰しも当然である。また、これらの情報を国家権力が恣意的に外部に提供する場合には、対象となる情報の信ぴょう性が高いように見えるがゆえに、不正確または捏造された虚偽の人格が一見もっともらしく描き出されることとなる。かかる事態は、個人の人格を蹂躪し、名誉感情を傷つけるなど、憲法13条の核心ともいふべき個人の人格的自律や人格の自由な発展をより阻害するのである。

警察による情報交換における情報提供及び情報収集に付随して、以上のような不当な個人情報の利用をされたことにより、原告らの人格権はより強度に侵害されたものと言うべきである。

3 公安警察による情報の収集・保有による人格権侵害

(1) 大垣署警備課の情報収集による人格権侵害

大垣署警備課は、原告らの個人情報を密かに収集し、保有し、利用し続けてきた。議事録（甲1）から直接・間接に認められるもの、ここから必ずしも窺われないものを含め、原告らについての情報が収集され、保有されている。こうした情報収集等は、原告らを対象として特定して行われたものである。原告らにとって、情報収集等を受けることは許容し難いことである。こうした情報収集等を正当化するような事情は主張・立証されておらず、全く見受けられない。

よって、大垣署警備課による情報収集等の行為は、原告らの個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理されない自由を侵害し、人格権としてのプライバ

シーを侵害するものである。

(2) 情報の保有による人格権侵害

これまで述べてきたとおり、議事録（甲1）に記載された原告らの個人情報には、大垣署警備課からシーテック社に提供された情報、当該情報から警察が保有していることが推認できる情報、及びシーテック社から収集した情報がある。いずれも、大垣警察署が収集した情報であるから、これらを公安警察全体が保有していることは合理的に推認できる。

また、議事録からは推認されない情報であっても、公安警察は、原告らを情報収集の対象として特定し、同人らの個人情報を長きに渡って密かに収集し、保有し続けてきた。

いずれの情報の保有についても、原告らは許容していない。警察は、不当な情報収集をするだけでなく、保有した情報を恣意的に用いて外部に提供するなどして、原告らの人格をもてあそんでいる。このような態様で情報を保有されることが続くことは、今後も不当な情報の利用が起こる危険に原告らを晒すことになる。それは生活の安心を脅かし、正当な言論活動を萎縮させかねない事態である。

よって、公安警察がこれら情報を保有することは、原告らの人格権を侵害するものと言うべきである。

第4 要保護性は失われていない

1 被告らの主張とのその位置づけ

被告側は「原告らが訴状に添付した議事録に記載されている情報については、（中略）当事者が積極的に配したものであるとか、「原告らは、自ら訴状に記載したような活動を行っているので、それらの情報はそもそも他人に取得されることを前提としたもの」であるから「秘匿性に乏し」と主張する（平成29年6月30日付け被告準備書面（1）p8）。

こうした主張は、「議事録に記載されている」情報については、原告ら自らに

よって公に知られた状態に置かれたため、かかる情報について原告らはプライバシーを放棄し、情報の要保護性は失われたとの趣旨であると解される。しかし、以下のとおり失当な主張である。

2 本件で問題となる事項

この点に関し、原告近藤は、過去に取材を受けた際、自らの経歴の一部を新聞記者に開示し、記事になった旨を供述している（近藤本人 p 1 2、p 1 6）。しかし、具体的にどの情報が記事になったのかを認めうる証拠はない。記事に記載された情報が、「議事録に記載されている情報」と一致するののかも不明である。原告近藤が、自らの情報を他人に知られる状態に置いたと認めるに足りる証拠はない。

原告船田については、自身の情報を公にしたとの事実は、抽象的にすら主張されていない。当然ながら立証も皆無である。むしろ原告船田自身は、ツイッターなどによる情報発信の機会に、事務局長などの「事務所の肩書を使うってことはないと思います。」と供述している。

他方で、原告三輪及び原告松島が過去にゴルフ場建設に反対する運動をしたという事実は、署名活動などを通じてある程度公になっていると解する余地がある（原告三輪 p 1 3、原告松島 p 1 0）。しかし、以下のとおり要保護性は失われていない。

3 要保護性の得失に関する判例

(1) 京都府学連事件最高裁判決（昭和44年12月24日）

最高裁大法廷は、「これ（引用者注：憲法13条のこと）は、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。」と判示した（最高裁判所裁判集刑事174号835頁）。

ここで着目すべきは、本判決で問題となった撮影行為は、公道上で行われたデモ行進の参加者（本判例の被告人）に対して行われたことである。それでも本判例は、容ぼう等の情報の要保護性は失われたとか、肖像権の放棄があったなどとは解していない。この点に関し、本判例の調査官解説においても、「公道上のデモ行進であるから、肖像権はあらかじめ放棄しているとみるべきであるとする見解は、本判決の取らないところである。」と明言されている（最高裁判所判例解説刑事篇昭和44年度494頁）。

本判決は、自ら公にした情報であっても、当然にプライバシーが放棄されたわけではなく、要保護性も失われないことを示している。本件で重視されるべき裁判例である。

（2）江沢民講演会参加者名簿提出事件最高裁判決（平成15年9月12日）

前出のとおり、最高裁は、「本件個人情報、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」と判示した（最高裁判所民事判例集57巻8号973頁）。

本判決は、当該個人情報について要保護性の低下を認めつつも、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」と判示して、情報の要保護性は失われないことを明言した。

本判決の事案では、学生らが自ら大学に提供した個人情報が、大学側より公

安警察に提供されたことが問題になった。原告らが自ら公にした情報について、公安警察が収集等の対象とした本件と事案を共通にしている。本件で重視すべき裁判例である。

(3) GPS捜査を違憲とする最高裁判決（平成29年3月15日）

本事件の原判決（大阪高等裁判所平成28年3月2日判決・判例タイムズ1429号148頁）の認定によれば、当該GPS捜査は、「警察官らが、相当期間（時間）にわたり機械的に各車両の位置情報を間断なく取得してこれを蓄積し、それにより過去の位置（移動）情報を網羅的に把握したという事実も認められない」というものであった。

かかる事案のもと、最高裁大法廷は、「GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものである旨、GPS捜査の性質を分析し、そのプライバシー侵害性を判示した。そのうえで、取得された個々の位置情報が「公道上のもの」か、それとも「個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるもの」かを問うことなく、GPS捜査の上記性質から、違憲であるとの結論を導いている。本判例の調査官解説においても、「本判決は、本件において実施された本件GPS捜査に係る個別具体的事情、例えば、捜査の必要性・緊急性等を基礎付ける事情や、GPS捜査が類型的に侵害すると考えられる利益の内容・程度を離れて本件GPS捜査により実際に侵害された個別の利益の内容・程度等に言及していない。」と説明されている（最高裁判所判例解説刑事篇第71巻6号1276頁）。したがって、本判決は、個人の位置情報を時々刻々と把握しうるGPS捜査について、収集される情報を総体として捉えて、プライバシー侵害を認めたもの

と解される。

本件でも、警察による原告らの個人情報の収集活動の是非が総体として問われている。個人情報を個々に分解してそれぞれの要保護性の有無を量ることは問題の本質を見誤ることになることを、本判決は示唆している。

また、本判決は、GPS捜査は対象者が気付かないうちに行われる捜査手法であるにも関わらず、これが「合理的に推認される個人の意思に反して」するものであることを指摘して「個人の意思を制圧」するものとした上で、プライバシーを侵害する強制の処分に当たるとも判示している。当該個人が情報収集されていることを認識しなかったことは、プライバシー侵害を否定する理由にはならないことを示した判決である点も、本件で重視されるべきである。

4 原告らについて要保護性は失われていない

以上の裁判例を念頭に、本件について検討する。

本件の原告らにとって、公安警察に個人情報を収集、保有され、あまつさえシーテック社に提供されるなどして利用されることは、彼らの人格を脅かすものであって、決して許容できることではない。警察は、犯罪の嫌疑を受けた個人を所定の手続を経て逮捕するなどの強制処分の権限を有する国家権力である。警察による情報収集の標的になることは、自らの行動や思想が国家権力により否定されているかのような印象を与え、個人の人格的自律を脅かす。このように、一般人の感受性を基準にしても、警察による情報収集の対象となることは、通常望まないことであって、合理的に推認される個人の意思に反することである。

したがって、仮に、原告らの承諾のもと公になったことのある情報があるとしても、プライバシーが放棄されたものといえず、人格権としての要保護性は失われるはずがないと言うべきである。

第3章 違法性

第1 大垣署警備課とシーテック社の情報交換・情報収集に関して

1 はじめに

上述したように、大垣署警備課とシーテック社の情報交換・情報収集（情報交換は大垣署警備課にとっては情報収集の一環である。以下では、「情報交換等」という）は、原告らの人格権に基づくプライバシーに関する権利を侵害するものであり、違法なものである。

これに対して、被告県は、大垣署の行為は警察法2条1項「公共の安全と秩序の維持」に基づくものであり、適法であると主張する。

しかし、同条は情報交換等の根拠となるものではないが（この点は第2として後述する）、仮に同条の適用を認めたとしても、原告らは、「公共の安全と秩序の維持」を理由として情報交換等の対象となる者ではなく、大垣署の行為は違法である。以下、この点を詳述する。

2 「公共の安全と秩序の維持」の意味

- (1) 被告県は、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」とは具体的にどのようなことを指すのか明示しない。

同項が、公安警察による個人情報の収集等の根拠とはならないことは改めて後述するが、同項の適用を認めたとしても、同項によって大垣署の行為は適法とはならない。

すなわち、同項は、警察の責務を定めた条文であり、「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」に大別される。前者は明確であるが、問題となるのは後者である。この「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味するとされ（「全訂版警察法解説」）、「公共の安全と秩序の維持」の例示として、条文上、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」が挙げられている。そこで、この例示に類するものかどうかを個別的に判断する他ない。

- (2) 「公共の安全と秩序の維持」を害するような事態ではないのに情報収集等が行

われたのであれば、それは警察法2条1項のみならず、同条2項にも反することになる。

この点、「ことさら個人に着目して継続的に情報収集を行うこと」は、「公共の安全と秩序の維持」を考慮して情報収集等が行われていることではない。一切適切な個人情報を集めて保有しておくことは、無関係な情報も多数含まれているということであり、それは「国家及び社会の公の安全秩序」を検討した結果、個人情報を収集等していることではないからである。「公の安全秩序」とは切り離されて個人情報が収集等されていることだからである。

- (3) そこで、「公共の安全と秩序の維持」を理由として、原告らについての情報交換等が正当化されるのかどうかが本件における問題である。以下では、原告毎に個別的に検討することとする。

3 原告三輪

(1) 情報交換に至るまで

ア 原告三輪は、養老郡上石津町上鍛冶屋に生まれ育った。有限会社を経営し、養鶏業を営んでいた。かつて、メナードゴルフ場建設に反対する「鍛冶屋川を守る会」の代表を務めたことがある。また、過去に町会議員（無所属）を務めたことがある（1期）。

三輪は、2012年4月の多良連合自治会の会長会議後、出席者から資料をもらい、初めて風力発電計画を知った。上鍛冶屋地区の知人に伝え、風力発電について勉強し始めた。

同年11月3日に上鍛冶屋地区でシ社による事業説明会が行われ、三輪も出席し、質問などした。

2013年2月に上鍛冶屋地区総集會が行われた。そこでは、財産区所有の土地への立入調査に同意するかどうかが議題になったが、三輪、松島から、一旦保留し、風力発電について1年間かけて勉強会を行うことを提案し、承認さ

れた。

同年6月30日に上鍛冶屋自治会の主催で風力発電勉強会が行われた。講師は武田恵世氏であった。勉強会の後、「自然エネルギーを考える会」を立ち上げた。代表に三輪、事務局に松島が就いた。

同年7月28日に「自然エネルギーを考える会」の主催で風力発電勉強会が行われた。この勉強会の様子が新聞報道された。

イ 自らが暮らす地域に巨大開発事業が行われようとするとき、それに不安や疑問を感じ、事業者の説明を求めたり、有志で勉強会を開くなどは市民社会においては当然のことであり、何ら問題とすべきことではない。三輪が行っていたことはこれと同じであり、「公共安全と秩序の維持」を害することとは無関係のことである。

(2) 第1回情報交換

ア 2013年8月7日にシ社大垣駐在所の加藤と玉田が大垣署警備課を訪問し、阪上警備課長と前田巡查長と情報交換を行った。

冒頭、警備課から、「岐阜新聞7月31日（水）版に「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」ことが掲載されたことを知っているか。」という問いかけがなされた。シ社もこれに応じた。

警備課は、「事業概要情報を必要としている」はずであったのに、話はそこから始まっていない。なぜ警備課がこの勉強会に関心を持ったのか理由は不明だが、事業はまだ計画段階であり、トラブルとか危険性とかが問題となり得ない段階である。警備課の持っている関心は、「公共安全と秩序の維持」についての関心ではないことが分かる。

イ 続いて、警備課から、同勉強会の主催者である三輪、松島は、「風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との評価が伝えられた。

警備課がなぜそのように評価することができるのか。この評価は、メナード

ゴルフ場建設反対運動に参加したことを指していると推測されるが（「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」）、ゴルフ場建設反対運動は30年以上も前の運動であり、それ以後も三輪、松島の情報を収集、集約していなければこのように（「風力発電に拘わらず」）言うことができない。

そもそも三輪、松島が、そのような主張（「自然に手を入れる行為自体に反対」）をしたことはない。メナードゴルフ場建設反対の運動は、自分たちの生活を守るところから出発した運動であった。警備課の発言は誇張ないし脚色された一方的な評価であり、正しくない。シ社の危機意識を煽るために発言されているもので、「公共の安全と秩序の維持」とは無関係である。

ウ さらに警備課は、「岐阜コラボ法律事務所とも繋がり」を持っていることを伝える。しかし、法律事務所と繋がりを持つことは、「公共の安全と秩序の維持」を害することではありえない。

エ 警備課は、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」と指摘する。しかし、自分たちの生活環境に影響を与える事業について勉強会を開いたり、意見を言ったりするのは住民の当然の権利である。企業の活動の妨害とは違う。

そして、「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」と、引き続き情報交換を依頼した。

警備課が「回避したい」というのは誇張された表現である。まだ事件も事故も何も起こっていないし、起こりようがない段階である。勉強会の開催は、平穏を乱す行為というのとは違う。警察が関心を持つことではない。

オ 警備課は、7月28日に行われた風力発電勉強会を取り上げているが、警備課が問題とするようなものではない。三輪が行っていたことは勉強会であり、「公共の安全と秩序の維持」を害するものではない。

警備課は、三輪について、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」と評価しているが、これこそは、本件以前から三輪についての情報を集め、蓄積していたことを端的に物語っている。この発言は、メナードゴルフ場建設反対運動を指すものと考えられるが、それは今から30年以上前のことであり、相当長期間にわたって、三輪に関する情報が集められ、蓄積されていたことを示している。このように、ことさら個人に着目して情報を収集し続けることは、「公共安全と秩序の維持」のために情報収集を行うことではない。「公共安全と秩序の維持」とは無関係に個人情報収集がされているのである。

(3) 第1回情報交換後の動き

ア シ社大垣駐在所の玉田氏は、メモにもとづいて、警備課との情報交換の議事録を作成した。その際、会議名を「大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について」とした。

2013年10月26日に上鍛冶屋地区においてシ社による2回目の事業説明会が行われた。住民から不安の声が出ていた低周波音被害について、シ社の回答は「科学的・医学的に証明されていない。」というものであった。三輪は、シ社に武田恵世氏との討論会を提案するが、その場で拒否された。

「自然エネルギーを考える会」（三輪、松島）は、2014年1月26日に風力発電勉強会を上鍛冶屋公民館と農村環境改善センター（上石津地域事務所）で開催した。風車の近くに居住する方2人から被害体験を聞く取り組みであった。

同年2月2日に上鍛冶屋地区総集會が開催された。シ社による土地への立入調査に同意するかどうか再び議題となり、投票の結果、反対が多数となり（全戸数46戸、反対27、賛成11）、立入調査への同意は否決された。同時に、次年度の自治会長の選挙も行われ、立候補や推薦はないものの、投票の結果、三輪が選出された。

イ 事業説明会での三輪の発言や勉強会の開催は、風力発電事業に不安や疑問を感じる住民からすれば当然のことであり、地区総集会の議決もありうることの1つである。「公共安全と秩序の維持」を害するものではない。

(4) 第2回情報交換

ア 2014年3月4日にシ社からの要請で第2回情報交換が行われた。シ社からの要請の理由は、2月の上鍛冶屋地区総集会の結果は「ショッキング」であり、三輪が自治会長に選出されたことは、「対話入口が閉ざされた感がある」ことから、「地区からの反対運動を発生させないための相談」をしに警備課を訪問したというものである。

そもそも、このようなことを企業が警察に相談するようなことではない。警察とまともな関係ではないことを示している。

イ シ社から、2月2日の地区総集会の内容及び結果や、1月の風力発電勉強会の内容が警備課に報告されている。

警備課からは、松島が平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったこと、三輪と交代で友の会役員をやっていること、風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配があることが伝えられた。

「岐阜コラボ法律事務所友の会」（正確には、「ぎふコラボ・友の会」である。以下、単に「友の会」という）は、「弁護士法人ぎふコラボ」の後援組織である。法律事務所の後援組織という任意団体にすぎない「友の会」の役員をやっていることは、「公共安全と秩序の維持」を害することとは関係がない。

また、法律事務所に相談をすることは一般国民にとっては当然のことであり、「公共安全と秩序の維持」を害することとは無縁である。むしろ、法律事務所に相談をしたかどうかは秘匿性の高い情報であり、それを警備課がどうやって知ったのか、そしてそれを相手方ともいえるシ社に伝えることの方がより問題である。

ウ シ社は、「上鍛冶屋地区を孤立化させる」、「周りの地区から、『なぜ賛成でき

ないか』の声が上がるように仕向きたい」と強気な姿勢を示す一方、「大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい」と言い、これに対して、警備課は「了解した」と回答している。

警備課は、シ社の方針（上鍛冶屋地区の孤立化）を「了解」したものであり、まともな警察活動とは言えない。「公共安全と秩序の維持」のために活動しているとは到底言えない。

(5) 第2回情報交換後の動き

ア 三輪は、2014年4月にシ社大垣駐在所の従業員の訪問を受けた。その際のやり取りから、2月の地区総集会の決議を各方面に知らせる必要を感じ、役員全員の同意を得て、「要望書」をシ社本社と中電本店へ郵送した。また、「嘆願書」を大垣市長には市役所に届けに行き、岐阜県知事へは郵送した。「嘆願書」の件は、同年5月21日付けの新聞各紙に報道された。

シ社大垣駐在所は、新聞各紙をコピーして、本社の関係部署に送った。「要望書」及び「嘆願書」の件を知った大垣駐在所は、直ちに警備課に相談を行い、訪問をすることになった。

イ 「要望書」や「嘆願書」の提出は、住民運動や市民運動ではありうる活動の1つであり（請願権の行使である）、問題とされる余地はない。対象企業がそれをどのように受け止めるかは別にして、「公共安全と秩序の維持」を害するようなものではない。

(6) 第3回情報交換

ア 第3回情報交換は、新聞報道から5日後の2014年5月26日にシ社からの要請で開催された。出席者は、警備課から新任の横山警備課長と前田巡查長、シ社から玉田氏のみであった。

訪問の理由は、「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり」、「今回のような行動を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている」ことからであった。今回のような行動とは、「要望書」や「嘆願書」の

郵送を指す。警備課に対して、「要望書」の内容を説明し、新聞記事のコピーが渡された。警備課も「新聞記事は読んでおり、承知していた。」と応じた。

イ 三輪が行ったのは「要望書」や「嘆願書」を送付する行為であり、「過激な運動」でもなければ、「危惧」される行動でもない。企業が警察に相談をすることでもない。事件や事故が起こったわけではない。「公共安全と秩序の維持」が害されたわけでもない。警備課が関心を持つ場面ではない。

ウ その際、警備課から、三輪に関連させて船田についての情報提供がなされた。すなわち、

- ・三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」と強くつながっていること
- ・そこ（*船田のこと）から全国に広がってゆくことを懸念していること
- ・現在、船田伸子は気を病んでおり入院中であること
- ・速、次の行動に移りにくいと考えられること
- ・今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられること

である。

エ 唐突に船田が登場するが、「岐阜コラボ法律事務所の事務局長」という説明によって、第1回情報交換、第2回情報交換から繋がっていることが理解できる。

「そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」というが、反対運動が広がっていくことは、通常の市民運動の範囲であり、警備課が「懸念」するようなことではない。「公共安全と秩序の維持」を害するものではない。これはむしろ、警備課が、「ぎふコラボ」や船田の情報を日常的に収集、管理しているからこそ、このようなことを発言できることを示している。船田に関しては後述する。

(7) 第3回情報交換後の動き

ア 「自然エネルギーを考える会」（三輪、松島）は、2014年6月20日に

上石津町一之瀬地区で風力発電勉強会を開催した。

イ 近藤に関するやり取りについては後述する。

(8) 第4回情報交換

ア 中部電力株主総会から4日後の2014年6月30日に開催された。出席者は、警備課から前田巡查長、シ社から玉田であった。

シ社から、6月20日の上記風力発電勉強会の報告がなされた。すなわち、

- ・講師は武田恵世氏であること
- ・チラシの配布状況
- ・出席者人数は調査中であること
- ・いちのせグリーンプラザの使用がなされたいきさつ

である。

イ 一之瀬地区は、三輪が属している上鍛冶屋地区ではないが、風力発電の影響を受ける地区である。その地区に、自分たちの問題意識を伝えようとする活動は、住民運動・市民運動としては当然であり、何ら問題となるところはない。「公共の安全と秩序の維持」を害するものとはなり得ない。

ウ シ社は、自ら収集した情報を警備課に進んで報告しに来ている。さらに、「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡する。また、大垣警察署からいただける情報があれば連絡をお願いしたい。」と、当初は事業概要の説明に行くだけのことから、「情報をいただきたい」に変わり、さらに「そのために情報を収集し、警察に提供しに行く」というように姿勢が変わってきている。否、警備課の危機感煽りによって変わるように仕向けられたと言ってよい。警備課による情報交換等は、「公共の安全と秩序の維持」のために行われたものではないことが明らかである。

(9) 第4回情報交換後の動き

2014年7月24日付け朝日新聞に大垣署警備課とシ社との情報交換が報道された(甲2)。

前日に行われた加藤のインタビューも掲載されており、「向こう（警備課）から教えてくれた」、「地域住民の反対決議の時など、我々の方から署に顔を出して状況を説明する」、「いろいろなことを知っていた方が良いと思う」と発言されている。「公共の安全と秩序の維持」のために情報交換等が行われたものではないことがここでも示されている。

(10) 結論

ア シ社による風力発電事業計画が明らかになってから三輪が行っていたのは、風力発電に関する勉強会の開催やその宣伝などであり、「公共の安全と秩序の維持」を害するものではない。

イ 大垣署警備課とシ社との以上のやり取りからは、公安警察は、三輪という個人に着目して、相当長期間にわたって、その個人情報を収集し、蓄積していることが認められる。これは「公共の安全と秩序の維持」とは無関係に情報収集等が行われたことを示している。

ウ したがって、大垣署が三輪に関して情報交換等を行うことは、「公共の安全と秩序の維持」によって正当化されない。

4 原告松島

(1) 松島は、上鍛冶屋の「傳香寺」の住職である。メナードゴルフ場建設に反対する「鍛冶屋川を守る会」では事務局を担っていた。

(2) その余については、三輪に関する(1)から(10)を援用する。したがって、大垣署が松島に関して情報交換等を行うことは、「公共の安全と秩序の維持」によって正当化されない。

5 原告近藤

(1) 情報交換に至るまで

この段階では、近藤は、シ社の風力発電事業に全く関わりを持っていなかった。

近藤は、シ社の風力発電事業に関連して「公共の安全と秩序の維持」を害する存在ではなかった。

(2) 第1回情報交換

ア それなのに警備課は、近藤について、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」こと、「本人は、60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りもじょうずである」こと、「このような人物と繋がると、やっかいになる」ことをシ社に伝えた。

さらに、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」こと、「大垣警察署としても回避したい行為であり」、「平穏な大垣市を維持したい」ことを伝えた。

イ 警備課の発言は、近藤の個人情報を伝え、人物像を伝えるものである。「自然破壊につながることは敏感に反対する」とか、「60歳を過ぎている」、「東京大学を中退」、「喋りもじょうず」などの情報は、どこか一か所にまとまって存在している情報ではない。近藤に関する様々な情報を、公安警察において集約していなければ、このように使うことはできない。ことさら個人に着目して情報収集が行われていることを端的に示すものである。

そして、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」と言うが、自分たちの生活環境に影響を与える事業について勉強会を開いたり、意見を言ったりするのは住民の当然の権利である。企業の活動を妨害するのとは違う。また、「大垣警察署としても回避したい行為であり」、「平穏な大垣市を維持したい」と言うのも、誇張した表現であり、未だ事件や事故は起こっていないし、起こりようのない段階である。勉強会の開催や意見表明は平穏を乱す行為と言うのとは違う。「公共の安全と秩序の維持」を害するものではない。

この段階では、近藤はシ社の風力発電事業には何ら関連していなかったの
あるから、警備課の想定は「公共安全と秩序の維持」とは関係しないと言わ
なければならない。「公共安全と秩序の維持」とは関係のない情報提供であ
ると言わなければならない。

(3) 第3回情報交換後の動き

ア 第1回情報交換後、近藤のブログなどをチェックしていたシ社大垣駐在所の
従業員は、写真を見つけ、これをプリントアウトしておいた。この写真には「近
藤ゆり子」と手書きされている（但し、別人である）。

2014年6月24日、大垣署の前田巡査長がシ社大垣駐在所に電話し、「近
藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配がある」と伝えた。同月26日、中
部電力の株主総会が行われ、近藤は出席のうえ発言した。

イ 第1回情報交換において、警備課から近藤について情報提供を受けたシ社は、
継続的に情報収集を行っていた。シ社が収集した情報は、やがて大垣署に提供
されることになる。シ社を介して、ことさら個人に着目して情報収集が行われ
ている。

(4) 第4回情報交換

ア 第4回情報交換は、中部電力株主総会から4日後の2014年6月30日に
開催された。出席者は、警備課から前田巡査長、シ社から玉田であった。

シ社からは、株主総会での近藤の発言内容の報告がなされた。報告ができた
のは、シ社風力発電部から大垣駐在所に、近藤の発言内容がメールで送られて
きたからであった。

前田巡査長からは、近藤の動きについて情報提供がなされた。すなわち、

- ・「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそう
である
- ・徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である
- ・その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い

- ・原子力発電反対でも武田と繋がっている
- ・反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せる

である。

イ 前田巡查長の6月24日の電話及び6月30日の発言内容は、近藤が6月23日にあるメーリングリストに送ったメールを見て、そこにある言葉を適当につなげて、話を作り上げたものである。そのメールを見ていないとこのような発言はできない。警備課の情報収集のやり方に重大な問題がある。

前田巡查長の電話は、「公共の安全と秩序の維持」との関連を問題とすることなく、近藤という人物を特定して、公安警察が情報提供、情報収集を行うものである。「公共の安全と秩序の維持」とは無関係であることを示している。

前田巡查長からの近藤の動きについての情報提供は、ことさら個人に着目して情報収集が行われ、集積されていたことを端的に示すものである。その中には、「徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」など、およそ「公共の安全と秩序の維持」を害することにはならない情報も含まれている。

そして、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」として、あたかも「公共の安全と秩序の維持」に関連付けているかのようなものであるが、それ自体（「全国から呼び寄せること」）は住民運動・市民運動として当然許されることであり、何ら問題とされることはない。「公共の安全と秩序の維持」を害する行為ではない。

(5) 第4回情報交換後の動き

ア 玉田は、メモにもとづいて警備課との議事録を作成した。その際、会議名を「上鍛冶屋と近藤ゆり子の新たな動きについて」とした。

イ 2014年7月24日付け朝日新聞に、大垣署警備課とシーテック社との情報交換が報道された。

(6) 結論

ア 大垣署は、シ社の危機意識を煽るために近藤の情報を提供しており、これは

「公共の安全と秩序の維持」とは全く関係がない。

イ 大垣署とシ社の情報交換等によって、公安警察は、近藤という個人に着目して、相当長期間にわたって、その個人情報収集し、蓄積していることが認められる。これは「公共の安全と秩序の維持」を理由とした情報収集等の活動ではない。

ウ したがって、大垣署が近藤に関して情報交換等を行うことは、「公共の安全と秩序の維持」によって正当化されない。

6 原告船田

(1) 情報交換に至るまで

船田は、1990年に西濃法律事務所（現弁護士法人ぎふコラボ）に入所し、2000年からは事務局長を務めていたが、体調不良から2013年8月に休職し、2014年3月に事務局長を退任した後、同年9月に退職した。

船田は、シ社の風力発電事業に関わりを持っておらず、同事業に関して「公共の安全と秩序の維持」を害する存在ではなかった。

(2) 第1回情報交換

ア 警備課は、シ社に対し、三輪、松島が、「同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画しており」、「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」ことを伝えた。

さらに、「このような人物（*原告近藤のこと）と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」こと、「大垣警察署としても回避したい行為であり」、「平穏な大垣市を維持したい」ことを伝えた。

イ 「岐阜コラボ法律事務所」（正しくは、「弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所」である）は、船田が事務局長を務める法律事務所である。その法律事務所の情報が公安警察にどのように扱われているかは、船田と無縁ではない。船田

も、法律事務所の活動を通じて自己実現を図ってきたことを縷々述べているところである。

法律事務所の存在や活動が、「公共の安全と秩序の維持」を害するものではないことは論を俟たない。公安警察が、「岐阜コラボ法律事務所」の情報を収集し、蓄積していることは、「公共の安全と秩序の維持」とは関係がないと言わざるを得ない。

そして、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」と言うが、自分たちの生活環境に影響を与える事業について勉強会を開いたり、意見を言ったりするのは住民の当然の権利である。企業の活動を妨害するのとは違う。また、「大垣警察署としても回避したい行為であり」、「平穏な大垣市を維持したい」と言うのも、誇張した表現であり、未だ事件や事故は起こっていないし、起こりようのない段階である。勉強会の開催や意見表明は平穏を乱す行為と言うのとは違う。「公共の安全と秩序の維持」を害するものではない。

この段階では、船田も「岐阜コラボ法律事務所」もシ社の風力発電事業には何ら関与していなかったのであるから、大垣署の想定は「公共の安全と秩序の維持」とは無関係であると言わなければならない。「公共の安全と秩序の維持」と関係しない情報提供であると言わなければならない。

(3) 第1回情報交換後の動き

ア 第1回情報交換の翌日（8月8日）、シ社大垣駐在所の従業員はさっそく、大垣署から情報提供を受けた「弁護士法人ぎふコラボ」のホームページを検索し、プリントアウトした。

イ 大垣署の思惑どおり、シ社は情報収集を開始した。

(4) 第2回情報交換

ア シ社から上鍛冶屋地区総集会などの報告がなされた後、警備課からは、松島が平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったこと、三輪と

交代で友の会役員をやっていること、風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配があることを伝えた。

イ 「岐阜コラボ法律事務所友の会」（正確には、「ぎふコラボ・友の会」である。以下、単に「友の会」という）は、「弁護士法人ぎふコラボ」の後援組織である。従って、事務局長の船田と無関係な存在ではない。

法律事務所の後援組織という任意団体にすぎない「友の会」の役員をやっていることは、「公共の安全と秩序の維持」を害することではない。

また、法律事務所に相談をすることは一般国民にとっては当然のことであり、「公共の安全と秩序の維持」を害することとは無縁である。むしろ、法律事務所に相談をしたかどうかは秘匿性の高い情報であり、それを警備課がどうやって知ったのか、そしてそれを相手方ともいえるシ社に伝えることの方がより問題である。「公共の安全と秩序の維持」とは無関係に情報交換等がなされていることを示している。

(5) 第3回情報交換

ア シ社から上鍛冶屋地区の動きが報告された後、警備課から船田に関する情報提供がなされた。すなわち、

- ・三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」と強くつながっていること
- ・そこ（*船田のこと）から全国に広がってゆくことを懸念していること
- ・現在、船田伸子は気を病んでおり入院中であること
- ・速、次の行動に移りにくいと考えられること
- ・今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられること

である。

イ 唐突に船田が登場するが、「岐阜コラボ法律事務所の事務局長」という説明によって、第1回情報交換、第2回情報交換から繋がっていることが理解できる。

「そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」というが、反対運動が広がっていくことは、通常の市民運動の範囲であり、警備課が「懸念」するようなことではない。「公共の安全と秩序の維持」を害するものではない。むしろ、警備課が、「ぎふコラボ」や船田の情報を長期的・継続的に収集、管理しているからこそ、このようなことを発言できる。

船田が「気を病んでおり入院中」であることは事実ではないし、しかも重大な要配慮個人情報の無断提供である。「公共の安全と秩序の維持」と何ら関係しない。

「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入る」、「身に危険を感じた場合はすぐに110番」は、「公共の安全と秩序の維持」を考慮した発言のようであるが、その時点では全く想定しえないことであり、虚偽・誇大な情報と言っても良い。ただただシ社の危機意識を煽るだけの言動であり、「公共の安全と秩序の維持」に関係しない。

ここでの警備課の発言から、船田について継続的に個人情報が収集、蓄積されていることが分かる。これはことさら個人に着目した情報収集等であり、「公共の安全と秩序の維持」のための情報収集等ではない。

(6) 第3回情報交換後の動き

ア 玉田による議事録作成後、船田の名前の訂正が行われている。大垣駐在所の従業員がインターネットで情報収集をしていて、名前が違うのに気付いたとのことである。

イ 警備課の示唆のとおり、新たに情報提供のあった船田についてシ社による情報収集が行われている。警備課の思惑どおりである。

(7) 第4回情報交換後の動き

ア 2014年6月30日に行われた情報交換の終了後、シ社大垣駐在所の従業員は、「ぎふコラボ」のホームページから西濃憲法集会のチラシをプリントアウトした。これも警備課の示唆に基づく情報収集である。

イ 2014年7月24日付け朝日新聞に、大垣署警備課とシーテック社との情報交換が報道された。

(8) 結論

ア 大垣署は、シ社の危機意識を煽るために船田の情報を提供しており、これは「公共安全と秩序の維持」とは関係のない情報提供である。

イ 船田は、風力発電事業計画には関りを持っていなかった。この段階では風力発電事業に関して「公共安全と秩序の維持」を害する関係にない。

ウ 大垣署とシ社の情報交換等によって、公安警察は、船田という個人に着目して、相当長期間にわたって、その個人情報収集し、蓄積していることが認められる。これは「公共安全と秩序の維持」を理由とした情報収集等の活動ではない。

エ したがって、大垣署が船田に関して情報交換等を行うことは、「公共安全と秩序の維持」によって正当化されない。

7 まとめ

以上の次第であり、大垣署警備課とシ社との情報交換等は、原告ら全員について、警察法2条1項「公共安全と秩序の維持」によって正当化されるものではないことは明白である。従って、大垣署の行為は違法性を免れない。

第2 公安警察による個人情報の収集・保有

1 はじめに

シ社作成の議事録の記載及びシ社従業員の証言から、公安警察（大垣署警備課、岐阜県警警備部、警察庁警備局を指す。以下同じ）がシ社との情報交換以前に、原告らの個人情報を収集・保有していたことは明らかである。

これに対し、被告らは、情報収集・保有の根拠は警察法2条1項「公共安全と秩序の維持」であり、これによって正当化されると主張するので、以下反論す

る。

2 原告らの主張

(1) 主張その1（ことさら個人に着目した情報収集等と「公共の安全と秩序の維持」）

ア シ社作成の議事録及びシ社従業員の証言から、公安警察が、シ社との情報交換以前に、原告らの個人情報収集・保有していたことは明らかである。これは、ことさら個人に着目して情報収集等が行われたいたということに他ならない。

イ ことさら個人に着目して情報収集等が行われることは、「公共の安全と秩序の維持」とは関係なく、情報収集等が行われていたことを示すものである。すなわち、「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習にもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味すると解されるが（「全訂版警察法解説」）、一切合切の個人情報を集めて保有しておくことは、無関係な情報も多数含まれているということであり、それは「国家及び社会の公の安全秩序」を検討した結果、個人情報を収集等していることではないからである。「公の安全秩序」とは切り離されて個人情報が収集等されていることだからである。したがって、ことさら個人に着目して行われた原告らの個人情報の収集等が「公共の安全と秩序の維持」によって正当化されることはない。

(2) 主張その2（岐阜県警警備部の事務の範囲）

原告らは、第7準備書面において、公安警察による個人情報収集等の法的根拠について論じた。結論として、原告らの個人情報を収集等することは、岐阜県警警備部の任務に含まれていないことを明らかにした。したがって、岐阜県警警備部が原告らの個人情報を収集等することは法的根拠がないというだけでなく、自ら設定した事務の範囲に含まれないという意味でも違法なものである。

そうである以上、警察庁警備局が、岐阜県警警備部から原告らの個人情報の提供を受け、これを保有し利用することもまた違法である。

(3) 主張その3（警察法2条1項が法的根拠とならないこと）

ア 公安警察の活動（情報収集等の活動もその1つ）は行政警察活動であり、行政活動の1つである。従って、法律上の根拠が必要である（法律にもとづく行政の原理）。

イ 被告らは、警察法2条1項が個人情報の収集等の根拠となると主張する。しかし、同条項は「公共安全と秩序の維持」という行政事務を警察機関に委ねるという組織規範であって、許容される情報収集の範囲や方法、利用の在り方などが規定されておらず、警察機関に対して監視や情報収集の権限を与える権限規範ではないので、根拠とならないと解される。

しかし、根拠となることを認める裁判例も散見されるので、この点について述べる。

ウ どのような行政活動に法律上の根拠が必要となるかに関しては、多くの学説があるが、国民に義務を課したり、国民の権利を制限する侵害的な行政作用について、法律の根拠が必要であることに争いはない（侵害留保説）。現在は、侵害留保説を拡張し、権利を制限したり義務を課したりするわけではないが、国民に重大な不利益を及ぼしうるものについて、法律の根拠を要求し、また、民主主義や国会審議の公開性の観点から、行政組織の基本的枠組みや、基本的な政策・計画、重要な補助金等について法律の留保が必要であるとする考え方（重要事項留保説）が有力となっている。

エ 公安警察の情報収集活動は、個人のプライバシーに関わる。仮に、プライバシーを狭く「私生活上の秘密」と考えても、その収集等の可能性は常にあるから、基本的人権の侵害を考えないわけにはいかない。また、収集した情報の管理・利用をめぐつても、情報漏えいや目的外利用がなされると、基本的人権の重大な侵害となる。従って、公安警察の情報収集等については、「法律の留保」についていかなる考え方を取ったとしても、法律上の根拠が要請される行為であり、法律上の根拠を厳格に要求すべきことになる。

そこで、警察法2条1項は「法律の留保」として十分であると言えるかを検

討する必要がある。

その際、同条項の「公共の安全と秩序の維持」という目的概念自体、そのままでは漠然としすぎており、情報機関の活動範囲を画する機能がない。現状においては、適法に活動している政治団体や市民団体、果ては政党に対してまで、監視活動が行われている。「法律の留保」は、規範としての明確性をも求めているものと解されるので、この点についての検討も必要である。

オ 情報収集機関に関する他の法律との比較

この点、公安警察と並ぶ情報収集機関である公安調査庁についての規律を見てみる。

⑦ 公安調査庁設置法

同法は第3条で公安調査庁の任務として、「破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置」を行うこととされ、第4条において所掌事務が明記されている（下線は代理人による）。

破壊活動防止法第27条は、公安調査官の調査権限を定め、同法第3条の基準の範囲内において、必要な調査をすることができる」と規定する。

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

（規制の基準）

第3条 この法律による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであって、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限する

ようなことがあってはならない。

- 2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあってはならない。

① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

第5条以下において規制措置（観察処分及び再発防止処分）が規定され、第29条において公安調査官の調査権限が規定されている（破壊活動防止法第27条と同旨）。

② これらの規定に合致しない公安調査庁の活動は違法となる。

カ 公安警察の活動

① 法律上の根拠

それでは、公安警察の活動についての法律上の根拠についてはどうか。この点、警察法2条1項以外に規定はない。すなわち、公安警察の活動を規制するものは何もないと言って良い。公安調査庁の活動について不十分ながらも規定が存在するのと対照的である。これでは「法律の留保」として不十分であり、法的規制として意味をなさないと言わなければならない。

① 規範の明確性

次に、「公共の安全と秩序の維持」は規範として明確と言えるかどうか。この規定からは、国民のどのような活動が公安警察によって収集・保有の対象となるのかが一義的に明らかではない。そのために、あらゆるものが収集・保有の対象となっているのが現状である。例えば、警察白書において、オウム真理教、極左暴力集団、右翼等と並んで、日本共産党等の動向、反基地運動や原子力政策をめぐる大衆運動などが挙げられている（甲3）。これでは、法的規制として意味をなさない。

キ まとめ

したがって、警察法2条1項は、公安警察による情報収集・保有の根拠と

なり得ないと言わざるを得ない。公安警察が原告らの個人情報を収集・保有・利用等する行為は法律上の根拠を欠き、違法と言わざるを得ない。

(4) 結論

よって、公安警察（大垣署警備課、岐阜県警警備部、警察庁警備局）による原告らの個人情報の収集等が警察法2条1項によって正当化されることはない。公安警察による個人情報の収集等は、原告らの人格権にもとづくプライバシーを侵害するものであり、違法である。

第4章 損害賠償請求

1 はじめに

以上のとおり、大垣署警備課、岐阜県警警備部、警察庁警備局による原告らの個人情報の収集・保有・利用・提供等は、原告らの権利を侵害し、違法なものである。そこで、原告らが被った損害について、以下では、総論においていずれの原告にも共通する本件の損害額に影響する事情について述べた上、各論において原告それぞれの事情について述べる。

2 総論

(1) 権利侵害行為に関して

ア 憲法上の権利行使をする原告らに着目した監視である

本件において、大垣署警備課及び岐阜県警警備部は、原告らが憲法上の権利を行使している点に着目し、同人らを敵視し監視している。

すなわち、大垣署警備課がシ社に対して本件情報提供を行う前から、大垣署警備課及び岐阜県警警備部は、原告らの個人情報を収集・保有していた。原告らの陳述書（甲11ないし14）からも明らかなどおり、原告らは、ダム建設反対運動、ゴルフ場建設反対運動、脱原発運動といった市民運動を行ってきた者や、戦争反対をはじめとした人権擁護を唱える法律事務所の事務局長だった者であり、それ以外に大垣署警備課及び岐阜県警警備部に個人情報を収集・保

有・提供される謂れのない者である（これらの運動をする者や理念を持つ団体に所属する者が個人情報収集・保有・提供されることを是認するのではなく、強いて理由を考えるとすれば、それ以外の理由が思い当たらないという意味である）。そして、これらの市民運動は、いずれも、時代に応じて政府が採ってきた施策に異を唱える点に特徴がある。治水・利水のダム建設は国策であり、ゴルフ場建設に関しては、地域振興策として1987年に総合保養地域整備法が制定され、同法に基づき全国で大規模なゴルフ場建設が行われた。また、政府が石油依存から原発依存にシフトし、積極的な原子力政策を推し進めてきたことは今更言うまでもない。戦争反対に関しては、自衛隊の海外派遣推進や非核三原則の変容など、枚挙にいとまがない。

原告らが行ってきた運動や持ってきた理念は、言うまでもなく思想良心の自由（憲法19条）や表現の自由（憲法21条1項）によって保障されており、これを理由として大垣署警備課及び岐阜県警警備部が原告らに着目し個人情報を収集・保有・提供することは到底許されない。

しかるに、大垣署警備課及び岐阜県警警備部は、原告らの運動歴や思想に着目して原告らの情報を収集・保有し、大垣署警備課は、これらの情報をシ社に提供し、さらなる情報収集を行った。

警備公安警察のかかる行為は、個人の思想良心や表現の内容に着目して、個人情報の収集・保有・提供について警備公安警察が差異を設けることにより、当該個人が有する思想良心を変えたり、表現を差し控えたりするなど、その内容に影響を及ぼす事態を招来するものであり、強い非難に値する。

イ 収集・保有されてきた個人情報は、長期にわたるものである

大垣署警備課及び岐阜県警警備部が収集・保有してきた原告らの個人情報は、いずれも10年以上の長期にわたるものである。

すなわち、原告三輪及び原告松島のゴルフ場反対運動は1989年に開始されており、本件情報提供の内容は2014年の原告三輪及び原告松島の行動を

含むから、大垣署警備課又は岐阜県警警備部によって収集・保有されてきた同人らの個人情報、短くとも24年もの期間にわたるものである。

また、原告近藤は、1998年に徳山ダム建設中止を求める訴訟の原告となっており、本件情報提供は2014年の原告近藤の行動を含むから、大垣署警備課又は岐阜県警警備部によって収集保有されてきた同人の個人情報は、短くとも15年に及ぶものである（なお、東大中退は1972年なので、それを含めると実に42年に及ぶ）。

さらに、原告船田は、1990年に当時の西濃法律事務所に入所しており、同人に関する本件情報提供は2014年のものを含むから、大垣警察警備課又は岐阜県警備部によって収集保有されてきた同人の個人情報は、短くとも24年もの間にわたるものである。

かかる権利侵害は、長期間にわたるのみならず現在に至っても継続しており、侵害の度合いは強い。

ウ 提供の態様及び目的が悪質である

第1章で述べた通り、本件情報提供は、大垣署警備課がシ社に持ち掛けることで開始され、大垣署警備課がシ社に対して、原告三輪、原告松島、原告近藤それぞれの個人情報（事実と異なる情報を含む）、及び、シ社に予断や偏見を与えるような評価を伝えることにより、南伊吹風力発電事業に対する地元の動向に危機感を持つシ社の不安を煽り、シ社自らが原告らの個人情報を提供するという個人情報保護法違反行為に及ぶよう唆している。

また、原告三輪、原告松島及び原告近藤の個人情報及び評価を小出しにしてシ社に提供するとともに、原告船田の個人情報や評価を合わせて提供することにより、シ社の危機感を煽り続け、積極的にシ社が大垣署警備課に対して原告らの個人情報を提供するよう仕向けている。

かかる態様で行われた情報提供の目的は、南伊吹風力発電事業に対する地元の動向をシ社に提供することではなく、原告らを危険人物と評し、シ社を大垣

署警備課の協力者に仕立て上げ、大垣署警備課が欲する原告らの情報をシ社から収集することだった。

このように、本件情報提供の態様は、個人情報が出て流出したケースとは異なり、事実に基づかない個人情報や予断や偏見を与えるような評価を積極的に提供し、その結果、原告らの別人格を作り上げたという点で、作為的にプライバシー侵害行為に及んだものである。また、本来、法令を遵守し法令違反を是正すべき警察組織が、具体的な法的根拠もなく、私企業に個人情報保護法違反行為をさせるよう唆す目的を持ち、私企業を積極的に引き込み、実際に私企業に当該行為をさせた点で、目的及び態様が悪質である。

エ 私的自治に対する重大な介入である

第25準備書面で述べた通り、原告三輪及び原告松島は、シ社による風力発電事業の影響を受ける可能性がある地域の住民として、自分たちの地域の生活を守るために、シ社との話し合いを求めた。それにもかかわらず、大垣署警備課はシ社に対し、シ社が原告三輪及び原告松島を危険人物と見るような情報を提供し、その結果、シ社は、原告三輪及び原告松島の住む上鍛冶屋地区を「孤立化させる」、「過激な運動を起こす可能性のある」などと敵視するようになり、対話から隔離へと態度を変化させた。

その結果、原告三輪及び原告松島を含む上鍛冶屋地区とシ社との対話は、最終的に折り合えなかったとしても、双方にとって極めて有意義となりえたにもかかわらず、大垣署警備課の介入により、かかる対話の可能性は潰されてしまった。

かかる私人間の対立状況において、必要がないにもかかわらず、公安警察が一方当事者を一方的に危険視し私的紛争に影響を与えることは、その権限を逸脱した私的自治への過度な介入であって、到底許容されるものではない。

(2) 権利の性質に関して

第13準備書面、第15準備書面及び本書面第2章で具体的に述べた通り、大垣署警備課及び岐阜県警警備部が収集・保有・提供した原告らの個人情報、氏名などの個人を特定する情報のみならず、思想信条を窺わせる情報、及び、個人の属性、病状などの秘匿性の高い情報を含んでいる。

個人情報の収集・保有・提供はそれ自体プライバシー侵害を伴い、単独でも憲法上の保護を受けるものであるが、思想信条や表現行為を含む情報の収集・保有・提供は、個人が公権力に情報収集されるかもしれないと考え、憲法上保護されている権利行使を控える可能性を潜在的に有している点で、保護の必要性が高い。また、秘匿性の高い情報の収集・保有・提供は、プライバシー侵害の程度がより強度である。

なお、上述の個人情報の性質による保護の必要性及び権利侵害の度合いの論述は、各原告の個人情報全てについて権利侵害を認めた上で、その強弱が損害額に影響するとの考えに基づく主張である。したがって、原告らの権利侵害を論じるにあたり、本件議事録でとり上げられた原告らの個人情報について、その性質の違いによって分類した上で要保護性を検討し、それぞれの情報について損害賠償請求ないし個人情報抹消請求の要否を個別に判断するという手法（第17準備書面でいう類型化論）とは全く異なるものである。

3 各原告について

(1) 原告三輪（以下、甲11及び原告三輪の尋問）

原告三輪は、現在に至るまで「誰に対しても後ろ暗いところのないように、英知を集めて、心を強くし、家族、人、上石津町、上鍛冶屋、自分を大切にして、一生懸命に仕事をして生きてき」た者であるが、本件監視（公安警察による原告らを対象とする個人情報の収集、保有、利用、提供などの総体を指す。以下同じ）により、自身が公安警察に「危険視し監視対象に」されてきたと受け止め、本件監視を「私自身の生き方が国家権力に否定されているということ」と考えている。

このように、本件監視は、原告三輪の憲法の理念に基づいた自然と共生するという生き方を否定し、その思想信条や名誉感情を傷つけた。

また、原告三輪は、大垣署警備課による本件情報提供が「上石津町内の住民に明らかになり、私は住民から、「警察沙汰？」と奇異な目で見られるようになった。加えて、原告船田との人間関係について誤った事実と評価をシ社に提供されたことについて、「大変迷惑をして」いる（原告三輪10頁）。さらに、「商売をしてますと…そういう目で見られるっていうことは感じましたし…多少影響はあった」と原告三輪の商売にも悪影響があった。すなわち、本件監視は、原告三輪の上石津町内や商売における人間関係を歪め、同人の商売を阻害し、居住地域及び家族内における平穏を奪った。

これらの事情を踏まえ、原告三輪は、本件監視を「到底受け入れられ」ないものであり、監視されることについて「心外だ」（原告三輪17頁）として、嫌悪と憤りを感じている。地域に根差す生活を営み続けてきた原告三輪の精神的な損害は甚大かつ根深いものであり、金銭にして100万円を下らない。

（2）原告松島（以下、甲12及び原告松島の尋問）

原告松島は、本件監視を「私の生き方を管理され、主体性を奪われるということ」であるとともに、「それは自由を奪われる生き方であり、畜生の生き方で」と評価した上で、「仏の願いを我が願いとして生きようとしている私の生き方を侵害するもの」であって、「畜生の生き方を強要するものです。断じて許すことはできません」と、自身の宗教観や人生観に反する生き方を強要されたものと受け止め憤っている。

また、本件情報提供を知って、「愕然とした」と衝撃を受け、「警察が、一民間企業に一方的に肩入れしていることが許せませんでした。」と憤りを持っている。その後、原告松島の周囲には「実際、自坊の玄関の壁が剥がれ落ちたのを左官さんに見てもらった時に、…誰か分からないが名乗りもせずに、寺に何しに行ったのかなどを質問されたと後日聞ききました。名乗りもしなかったので不審に思

い適当に返答したと言っておられました。」と、近隣関係に悪影響もあった。加えて、自身が大垣署警備課に平穏な大垣市を壊すような人物と評価されたことについても、「全く心外」（原告松島6頁）と怒りを感じている。

このような事情から、本件監視について「私の回りが監視されているのかと思うと恐怖を感じ」、「私の行動を制限するような威圧感」を持っている。さらに、原告松島の「情報を警察が持って…いつ、どこで、どういう形で使われるのか分からんということに非常に…怖い感じがし…許すことができない」（原告松島9頁）と、本件監視がその後も継続していることに対して強い恐怖感と怒りを持っている。

このように、宗教活動を人生の柱とする原告松島の精神的な損害は甚大かつ根深いものであり、金銭にして100万円を下らない。

（3）原告近藤（以下、甲13及び原告近藤の尋問）

原告近藤は、本件監視を含む公安警察の監視に対し、「人々が権力の過ちを正すために…「もの言う」人物の逐一の言動を…監視・介入の対象と考える公安警察のありようは、決して許されない」と憤りを隠さない。

また、「私は、社会の不条理、権力の不正と闘う人々と共にいたいし、あらゆる人々が「共に闘う場」をつくることのできる、自由で民主主義的な開かれた社会を実現したいと願う。そのために、私は、…信念に基づき活動をしてきたのであり、現在も活動をしている。その私の信念や私の活動、ひいては私自身を敵視し潰そうとする公権力の行為は、私の生き様を全否定するものであり、直接的に私の人格的生存を侵害している。」として、本件監視が、思想良心の自由や表現の自由を行使し続ける原告近藤の生き方を否定するものと評価し、強い怒りを感じている。特に、原告近藤のように市民運動を自らの生きざまととらえている者にとっては、本件情報提供のように虚実ないまぜの事実と一方的かつ歪んだ評価が第三者に提供されれば、かかる事実や評価を信じた第三者の原告近藤に対する評価が悪化し、原告近藤が発言する場所を失っていく恐れがあるため、原

告近藤に対する本件監視による被害はより深刻である。

さらに、本件情報提供において、原告近藤が徳山ダム裁判の「張本人」と評されたことに対し、「非常に不愉快というか、これは裁判に対するリスペクトを欠いていると思って腹が立ちました」と激しく訝っている。

このように、市民運動をライフワークとしてきた原告近藤の精神的な損害は甚大かつ根深いものであり、金銭にして100万円を下らない。

(4) 原告船田（以下、甲14及び原告船田の尋問）

原告船田は、本件情報提供で自身の健康に関する誤情報が伝えられたことに対し、「その場にいた人たちが私のことをどのような人物と感じたのかを想像すると、とても嫌な気持ちになりました。」「ひょっとしたら全然違う人物像として警察が保有しているかもしれないと思うととてもそれは我慢できない」と嫌悪感をあらわにしている。

また、現在も継続しているであろう本件監視に対して、「私に関する記述は、議事録の中では、ほんの数行に過ぎませんが、情報を得るために、私と私の家族、職場、私とつながるたくさんの友人に警察の監視の目が光っているのではないかと思います。正直、とても生きづらくなってしまったと感じます。」と、威圧感を覚え、萎縮している。さらに、弁護士法人ぎふコラボの仕事を通じ、自身は何より人と人とのつながりを大切にしてきたにもかかわらず、「自分が公安警察によって監視され、その個人情報意識的に住民運動への介入に使われたことに対して」強い怒りを感じている。

このような事情から、原告船田は、本件監視を「私の大切にしてきた生き方や人間関係を傷つけ、これからもずっとその不安を持って生活し続けなければならないことを強いてい」と評価し、人間関係が傷つけられたことと生涯、監視が続くことに強い不安感を覚えている。

このように、価値観、職業、人間関係に加えて自身の健康状態にまで監視が及ぶ原告船田の精神的な損害は甚大かつ根深いものであり、金銭にして100万

円を下らない。

第5章 個人情報抹消請求

1 請求が特定されていないとの主張は当たらない

(1) 請求は特定されている

被告国は、「原告らは、警察庁の保有する個人情報のうち、岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集したものが何であるかを具体的に主張していない」（被告国答弁書 p 4）から、原告らの情報抹消請求は請求不特定の違法があるため却下すべきと主張する。

しかし、原告らは、原告らの情報はすべて、警察庁警備局の業務との関係では違法に保有されていると主張するものである。したがって、同局が保有する原告らの情報全てが抹消請求の対象であるから、請求は特定されている。その趣旨は、原告第9準備書面にて述べたとおりである。

(2) 被告県との関係でも同様である

被告県に対する関係でも、情報抹消請求は特定されている。原告らは、岐阜県警本部の警備部、及び同各警察署の警備課（大垣署警備課を含む）が保有する原告らの情報は、全て違法に保有されているものと主張するものである。したがって、抹消請求の対象となる情報は明らかである。

(3) 議事録にかかる情報は個別的にも特定されている

シーテック社の議事録（甲1）には、原告らの個人情報が明示的に記載されている。それだけでなく、そこに記載された大垣署警備課の職員の言動から、明示されておらずとも保有されていると推認できる情報もある。それらの具体的内容は、訴状 p 29 以下及び同別紙に記載し、さらに原告準備書面（第11、第13、第15）にも記載して主張したとおりである。これらは、大垣警察署警備課が収集し、かつ保有している情報の内容として、個別にも特定されている。

2 公安警察は情報を保有している

(1) 公安警察組織における情報の保有

前述したように、警備公安警察の組織系統は、警察庁警備局を頂点とするピラミッド型の構造を形成している。その頂点の直下には都道府県警察本部の警備部があり、ピラミッドの裾野にあたるのが各警察署警備課である。全国各地の警察署警備課は、日々情報を収集し、集約して警察本部警備部に提供する。警察本部警備部は、各警察署から収集した情報、及び独自に収集した情報を集約して、警察庁警備局に提供するのである。警察庁警備局は、全国から集められた情報を分析して、警備公安活動の方針の策定等を行う。

したがって、岐阜県警の各警察署（大垣署を含む）警備課が収集した原告らの個人に関する情報は、全て岐阜県警本部警備部によって収集され、さらには警察庁警備局にも収集されているのである。上記各組織が収集した情報を廃棄した形跡は見受けられないため、いったん収集された情報は、上記各組織において全て現在も保有されているものと認められる。

(2) 議事録にかかる情報

特に、上記1（3）のとおり個別に特定できる情報は、大垣署警備課が保有するにとどまらず、岐阜県警本部警備部、さらには警察庁警備局にも提出された。したがって、同部局もまた、上記の議事録から特定される情報を保有していると認められる。

3 人格権侵害に対する救済としての抹消請求

人格権としてのプライバシーは、国民が自らの人格を公権力から守るための権利概念である。その保障は、本来、国家権力を担う立法、行政、及び司法の三権によって全うされるべきものであって、司法権（裁判所）のみによってのみなされるべきものではない。個人情報の保護について定める必要十分な立法があり、これに基づく行政組織に対する明確な権限付与、そして各組織の活動の監視体制（例えば、独立かつ実効的な第三者委員会の設置）が必要である。

しかし、日本では、公安警察を含む公権力たる情報機関が、どのような場合に

いかなる個人情報収集することができるかを明確に規定した法律は存在しない。民主主義社会において、適法な表現活動を行っている主権者の行動を、正当な理由なしに公安警察が監視することなど、あってはならないことであるが、それを明確に制限する立法はない。警察による情報収集活動を有効に監督しうる組織体制も、整備されていない。法規制と監督体制の欠如により、公安警察による国民に対する情報収集活動は、野放しの状態となっている。

さらに、岐阜県警察本部長が個人情報の開示を拒否（存否応答拒否）したため（甲9の1～4）、行政手続による救済の途は絶たれている。したがって、原告らの人格権を保障するためには、司法による救済によるほか方法はない。

救済の方法として、損害賠償だけでは不十分である。違法に収集された情報が抹消されなければ、原告らのプライバシーに対する侵害状態は除去されない。将来、再び本件の情報交換のようなことが行われ、原告らの個人情報が悪用される可能性は大いにある。かかる事態から原告を救済するために、裁判所は、人権の砦としての役割を果たすべきである。

したがって、裁判所は、警察庁警備局、岐阜県警察本部警備部、及び岐阜県警の各警察署（大垣署を含む）署警備課において保有されている、原告らの個人に関する情報一切を抹消するよう、被告岐阜県、及び被告国に命じるべきである。

第6章 終わりに

- (1) 本件は、これまで秘密のベールに包まれていた公安警察の情報収集活動の一端が白日の下に晒されたという意味で、前例のない事件である。公安警察が様々な形で情報収集活動を行っていること、それは刑事事件とは関係がなく、政府の行為に異議を唱える「もの言う」市民をターゲットに情報収集活動を行っていることは、これまで随所で語られてきたが、その裏付けはなかなか取れなかった。本件は、これが裏付けられたきわめて特殊な例であり、全国的な注目を集めている。
- (2) 本訴提起後、2017年6月には共謀罪法が強行成立させられ、法益侵害の具

体的危険性のない「計画」（合意）段階の行為が処罰対象となったが、そのためには対象者の「監視」が必要となる。さらに、今年5月には、個人情報の収集と利活用が可能となるデジタル改革関連法（デジタル監視法）が成立し、同時に成立した重要土地調査規制法とともに、国民監視が一層強まる事態となっている。そのような監視活動に力を発揮するのが公安警察である。

- (3) 本件において、公安警察によって行われている個人情報の収集等（収集、保有、集積、分析、利用、第三者提供などの一切を含む）は、何の規制もルールもないことが明らかとなった。有るのは、警察法2条1項「公共の安全と秩序の維持」という言葉だけである。しかし、この点の指摘を受けても、岐阜県警本部長、警察庁警備局長は、「通常行っている警察業務の一環」であると言って開き直っている。まるで、ルールなき公安警察の活動をこの機会に承認させようとしているかのようである。このようなことは断じて認めてはならない。公安警察に法の網を被せる必要がある。
- (4) 上述したように、公安警察の情報収集等の活動は、何らの規制もなく、いわば野放しになっている。警察法の建前から言えば、国家公安委員会及び都道府県公安委員会の監督を受けることになっているが、実際には監督の実効性を欠いていると言わざるを得ない。すなわち、公安委員会の事務局は警察本部庁舎に同居し、事務職員も警察職員なので、制度として中立性や情報の機密が担保されていない。委員も、地元名士や政財界の有力者が任命されるケースが少なくなく、警察や司法に精通していない者が就任してしまうという問題がある。そのため、公安委員会自体は強い権限を持っていても、それを行使することができず、警察側の発言や意向が優先され、警察主導で議事が進行してしまっている。本来は「目付け役」でありながら、実際は「お墨付き」を与えるだけの委員会になっているのが現状である。本件においても、原告らは警察法79条にもとづく苦情申出を行ったが（甲7の3）、回答は、県警本部の物と全く同一であった（甲8の2。ちなみに、岐阜県警本部と岐阜県公安委員会の代表電話は同じ番号である）。本件における

国会審議においても、当時の山谷えり子国家公安委員長の答弁(甲10の1、2)も、同様のことを痛感させる。

公安警察の違法な活動を是正するためには、真に有効で実質的な監督機関の設置及び活動が必要不可欠であるが、そのためには制度の改革や立法を待つしかない。しかしながら、その間にも行われる公安警察の違法行為を見すごしておくわけにはいかない。そのためには、基本的人権の保障機関である裁判所が適切に役割を果たす必要がある。全国的にも注目されている本件において、国民の期待に応える判決を望むものである。

以上